

令和6年3月玉川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和6年3月5日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	大 羅 将 君	2番	佐久間 安 裕 君
3番	小 針 竹千代 君	4番	石 井 清 勝 君
5番	渡 邊 一 雄 君	6番	小 林 徳 清 君
7番	大和田 宏 君	8番	飯 島 三 郎 君
9番	西 川 良 英 君	10番	三 瓶 力 君
11番	塩 澤 重 男 君	12番	須 藤 利 夫 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	大 越 健 一	会計年度任用	須 藤 智 恵 子
-------	---------	--------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	副 村 長	丹 内 一 彦 君
教 育 長	岡 崎 寛 人 君	総 務 課 長	須 田 潤 一 君
企画政策課長	小 針 武 彦 君	住民税務課長 兼会計管理者	車 田 ヨシ子 君
健康福祉課長	曲 山 知 賀 子 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	塩 田 敦 君
地域整備課長	高 林 浅 輝 君	教 育 課 長	坂 本 敬 君
公 民 館 長	小 針 達 夫 君	遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（須藤利夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

◇ 小 針 竹千代 君

○議長（須藤利夫君） 3番、小針竹千代君の発言を許します。

3番、小針竹千代君。

[3番 小針竹千代君登壇]

○議長（須藤利夫君） 質問に先立ち、3番、小針竹千代議員から資料の提出、配付の申出があります。これを許可し、これから事務局に配付をいたします。

それでは、質問を始めてください。

○3番（小針竹千代君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしていました3点につ

いて伺います。

また、本日は、本当に多くの皆さんの傍聴と、これから玉川村を担う方が傍聴に来ておりますので、緊張を持って行いたいと思います。

1点目、人口減少対策について。

村長の重点施策の一つとして、人口減少対策を掲げています。そのために、村としても、移住・定住対策、子育て支援、観光開発により、関係人口や交流人口の増加など様々な施策を展開中であり、その成果が徐々に表れてきていると感じます。

昨年12月23日、福島民報に掲載された本県の将来推計人口によれば、全ての市町村において減少とのことであります。玉川村に関しては、2020年6,392名が2050年3,820名に減少との推計となっております。今後、さらに大幅な減少が見込まれる中、現在行っている対策の継続を行いつつも、次の対策が必要ではないでしょうか。

そこで、次のことについて伺います。

①玉川村は、石川郡の中でも、地域的に見ても全ての条件に恵まれた場所にあると思います。宅地の造成が人口減少対策の一番の対策と考えますが、地域的な優位性を生かし、分譲地の造成の考えはあるか。

②番、地域おこし協力隊の中に、移住・定住コーディネーターがいますが、この方と連携して諸事業を行う職員の配置を考えているのか。また、空き地、空き家対策も含めた事業展開を強力的に進めていく考えはあるか。

次に、2番、ごみステーションについて。

玉川村では、可燃物のごみステーションが113か所あるが、道路脇に置いてあるもの、小屋があるものと、その内容は様々であります。古殿町においては、町内統一した建物を設置しており、非常に分かりやすく、景観も含め、すごくいいと思います。玉川村の場合は、ほとんどが飛散防止ネットをかぶせただけのところが多く、カラスや動物に食い散らかされているところも見受けられます。道路脇の場合、ごみが散乱していると思わぬ事故につながりかねませんので、何らかの対応が必要と感じます。古殿町の例は、非常に参考になると思います。そうしたことから、一度に全部のごみステーションを改善することは難しいと思いますので、行政区長の意見を聞きながら、毎年、行政区1か所くらいずつ改善していくような予算の計上はできないか伺います。

次に、3番目、「村民の翼」について。

今年度、福島空港開港30周年記念事業として「玉川村民の翼」が実施されました。当初、

村民の30名限度で募集したところ、100名を超える申込みがあり、急遽増員対応をし、64名が参加されました。参加された方々からは、大変好評で、また実施してほしいとの要望を聞いています。

「村民の翼」は、5年に一度で計画される事業だと聞いていますが、もう少し短いサイクルで実施できれば、もっと多くの村民の皆様に喜んでもらえ、空港利活用にもなりますし、村長が掲げている、住んでよかった玉川村、空港のある村と考えれば、空港活用化の一翼を担い、玉川村のPRにもなると思われま

そこで、次のことについて伺います。

①今後、「村民の翼」事業の予定は。今までの実施サイクルの短縮化は。

②この事業は、福島空港30周年記念とのことだが、県からの補助はあったのか。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） おはようございます。

3番、小針議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の人口減少対策についてであります。村といたしましては、最重要課題として位置づけ、これまで移住・定住施策、子育て支援策や高齢者福祉の充実、道路や上下水道の生活インフラ、社会インフラの整備、そして体験型の観光等による交流人口、関係人口の拡大など、総合政策として取り組んできております。

そのような中、本日、小針議員から配付されました資料にもありますとおり、今般、民間雑誌社が発行している2024年版「住みたい田舎ベストランキング」において、村の部総合部門で全国8位に選ばれるなど、一定の成果が表れつつあると感じておりますので、引き続き、移住・定住対策、子育て支援策を中心に、住みやすく、住んでいる方にも移住されてくる方にも選ばれる村づくりに、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

1点目の地域的な優位性を生かした分譲地の造成につきましては、現時点におきまして、現在進めている旧須釜中学校の校庭宅地化計画と遊水地移転に係る宅地造成以外に、村において分譲地の造成計画等の予定はありませんが、空港が立地する村であり、JR水郡線やあぶくま高原道路が整備されているなど、交通の便に恵まれ、様々なポテンシャルを秘めてい

る地域だと認識しておりますので、民間の宅地開発、分譲などについては、積極的に支援してまいりたいと考えております。

2点目の地域おこし協力隊、移住・定住コーディネーターと連携する職員の配置につきましては、令和5年2月に採用した地域おこし協力隊、移住コーディネーターは、本村への移住を検討されている移住相談者へのサポートや、東京での移住関連イベントにおけるPR、また、SNSを活用した村の飲食店や観光スポットの紹介等の情報発信など、幅広く活動しておりますが、令和6年度においては、村内の空き家、空き地情報の調査や整理を行うなど、現状把握に取り組むこととしております。

村といたしましては、移住定住のさらなる促進を図るために、令和6年度に、移住希望者に限らず、村民の皆様の住まいや仕事等の相談もワンストップで対応できる相談窓口として「たまかわくらしサポートセンター」を設置することとしております。

サポートセンターの構成としては、移住定住を所管する企画政策課の職員と移住定住コーディネーターが中心となり、令和6年度に新たに採用する集落支援員、さらには、移住者をサポートするための地域サポーター等を考えております。それぞれの特徴を生かしながら、役割分担と連携により、さらなる移住・定住を進めてまいりたいと考えております。

また、空き地、空き家対策も含めた事業展開も、サポートセンターの大きな役割と位置づけ、空き地、空き家の現状調査をはじめ、村の空き家・空き地バンクへの登録の推進、各種媒体の機能を生かした情報発信など、1件でも多くの契約が成立し、空き地、空き家が有効に活用されるよう、積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、2つ目のごみステーションについてであります。ごみステーションの設置につきましては、行政区の要望により、村で現地を確認し、廃棄物の収集を行う石川地方生活環境施設組合と三者で協議の上、決定し、利用者の負担等により、各行政区において設置しております。また、実際のごみステーションの管理については、各行政区において廃棄物収集場所監視員を選任し、ステーションの見回り等も含め、行政区で行っております。

ご指摘のとおり、統一されたごみステーションを設置することによって、分かりやすさや景観の保全に十分効果はあると思われませんが、既に地区によっては、地域の実情に合わせ、利用されている方々で費用を出し合い、可燃物集荷場所の設置やルールを守ったごみ出しに取り組んでいるところもあります。また、村全体でステーションの数が113か所と非常に多く、ごみステーションの改善には多くの費用と期間を要することから、現時点におきましては、今までどおり行政区及び利用者での設置、管理を考えております。

しかしながら、ごみステーションのごみの飛散等は、周辺の方々のご迷惑になりますので、村といたしましては、ごみの減量化やルールを守ったごみ出しを推進するため、立て看板の設置や広報誌への掲載による周知を行うとともに、監視員による立会い等の監視体制の強化を図ってまいります。また、引き続き、カラスネットの配布やルール違反ごみの早期回収など、景観保全にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3つ目の「村民の翼」についてであります。1点目の今後の「村民の翼」事業の予定及び実施サイクルの短縮につきましては、今年度の「玉川村民の翼」事業は、福島空港開港30周年を記念して実施した事業であり、64名という多くの村民の皆さんに参加いただき、訪問した南九州の自然や文化、歴史に触れることができ、食も含めた様々な経験、体験もできたなど、参加された皆さんには大変好評をいただくことができました。また、今回の事業を通して、村民の皆さん同士の絆や親睦もさらに深まったものと認識しております。

「村民の翼」事業は、平成24年度の福島空港開港20周年を契機に初めて実施されたものであり、それ以降は5年ごとに実施してまいりました。今後につきましては、現時点では、これまでどおり5年ごとの実施で考えておりますが、空港が所在する村といたしまして、福島空港の活性化や玉川村の魅力の発信等にもつながることから、村民の皆様のご意見等もお聴きしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の福島県からの補助につきましては、福島空港の開港30周年を記念して、本村も含め、県をはじめ関係団体等がそれぞれの考えの下、様々な事業を実施しており、本村では「村民の翼」事業を実施したものであり、特に県からの補助等は受けておりません。

なお、今般の2月2日から6日までの台湾鹿谷郷友好訪問に当たっては、台湾の定期チャーター便の就航に際して、県が実施しているパスポート取得支援事業、若者利用促進事業及び福島空港国際定期路線再開等利用促進事業による補助金については、事業費の一部に活用をしております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） それでは、再質問をさせていただきます。

1番目の人口対策の分譲地の件でございますが、今までどおり、民間の分譲を支援するというふうなことでございますが、川辺地区や岩法寺地区において、民間による小規模の住宅の分譲が、今、行われておりますが、分譲すると、もう即住宅が建つ現状でございます。

鏡石町では、町独自の分譲地を造っていると思いますが、玉川村では、独自の分譲地ということはできないのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 3番、小針議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまのご質問に対しましては、当初の答弁で答弁をさせていただいたとおりでございますが、現時点におきましては、須釜中学校、旧須釜中学校校庭の宅地分譲化、そして、遊水地に関連いたします分譲地以外においては、村が主としてやる部分については考えてございません。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 須釜中学校の分譲地は承知はしておりますけれども、若者の住む世代ということを考えた場合、やっぱり学校が近くて、店があって、便利がよくてというふうな、こういった情景を考えたときに、やっぱりどこにつくるのかということが大きなことだと思うのですよね。やっぱり利便性の高い場所に造る。

そして、私は以前から、118号沿線、特に中地区と竜崎の飛行場の入り口までのこの118号沿線の田んぼの農振除外をお願いしたいということによって言ってきました。これは、やっぱり除外されれば店等もできますし、いろんな面でやっぱり店とかが多くなれば、住みやすい村というふうな評価になると思うのですけれども、こういったことで農振除外はできないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの小針議員の農振地域の整備に関する法律に基づいて実施する農振農用地の除外の件でございますが、単純に国道の沿線を面的に除外するというようなことは、現制度上はできないこととなっております。確実に計画があって、そこに物が建つという見通しが既に立っているものについては、協議の上、可能ではございますが、沿線を一体的に面的に除外するというようなことは、現制度ではかなり難しいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 遊水地の移転の候補地の一つとして、旧駒木根工場跡地がありますが、この跡地の活用については、これからプロジェクトチームを設置して検討をしてということではございますが、前にも駒木根工場跡地の解体の件で話しましたが、あの辺周辺の田んぼを、ぜひ一緒に買ってほしいという話を何件か言われております。こういったことで、あの辺一帯の分譲という計画、または、国のほうは、5件以上が同意すれば分譲地を国

がやるというふうなことを言っていました。

こうした、今、選挙関係で話、竜崎のほうの人に聞いてもいるのですけれども、やっぱり高齢者の方は、やっぱり免許返納をこれから考えなくてはいけない。そうすると、当然、便利のいいところに住みたいというふうな意見を聞いております。そういったこともひっくるめて、駒木根工場跡地の活用も含めて、この辺の考えをお聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 3番、小針議員の再質問にお答えをいたします。

まず、旧駒木根工場跡地の利用につきましては、令和5年度に庁内にプロジェクトチームをつくりまして、様々な方向性、方向から検討をしているところでございます。

それで、来年度に向け、来年度におきまして、一定程度の基本構想等を策定してまいりたいというふうに考えておりますが、その際には当然、関係する皆様方、住民の皆様方、専門家の皆様方のご意見等をお聞きしながら、どういうものが一番あそこのエリアにふさわしいのか。例えば、商業施設、工業施設、公共施設、あと駅の駐車場、あとは住宅ということも想定はされると思いますが、どういうエリアにしていくのが最もふさわしいのか、村民の皆さんが望むのかという部分については、来年度しっかりと検討してまいりたいと思います。

ただ、遊水地の移転候補地として、5戸以上の方々が集まれば、その移転場所につきましては国のほうで整備するというものがございますので、そういう国との話もしっかりとお聞きしながら、皆さんからお聞きしながら、国としっかりと調整、協議はしてまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 次に、②のことですが、移住定住の件で皆さんに配付しました資料、村長の答弁の中でもございましたけれども、「住みたい田舎ベストランキング」村の部、全国8位で載っています。回答自治体が31と少ないのですけれども、名前が出るだけでもありがたいというふうに思っております。

そこで、1月13日、2月3日に東京都内で行われた移住希望者相談会に100名近い参加者から相談を受けたそうでございますが、その手応え等を伺いたと思います。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 3番、小針議員のご質問にお答えします。

ただいま議員おっしゃるとおり、1月13日、それから2月3日に東京で移住定住の相談会に出席しております。両方合わせて100名近い人が相談に訪れたのですが、非常に玉川村の

自然と環境、交通アクセス、こちらのほうに興味ありまして、玉川村としては、住みやすい村ということでPRしてまいりまして、非常に好印象を受けております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 続いて、その2番目の件でございますが、たまかわ観光型短期滞在施設、トライアルステイ事業で17組の利用があったとのことですが、その中の参加された方の意見がどうだったのかということ伺いたいのですけれども、私は、こんなことが聞きました。村なので、水が大変おいしいと思ったら、そうでもなかったなんていう話を聞いたのですけれども、どんな話があったか伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 3番、小針議員の再質問にお答えをいたします。

短期型ステイで利用された方々のご意見という部分につきましては、おおむねご好評をいただいておりますし、我々としてもありがたく感じておりますし、利用される方々についても、あそこを一つの拠点としながら、玉川をはじめ周辺町村等も周遊しているということで、利用されているところについては大変ありがたいなというふうに感じておりますが、今、ご指摘いただきました水という部分につきましては、本当に地方ということがあって、おいしい水が飲めるんじゃないかなと思って来たら、なかなか期待どおりではなかったというふうなご意見もいただきましたので、浄水器をつけてサービス提供していきたいなということで、進めているところでございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） （2）番目のところの空き家対策ということでございますけれども、国や県の補助金を活用し、空き家の利活用、除去に対し補助金を交付するというふうなことを言っておりますが、その金額は幾らくらいなのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの小針議員の質問でございますが、空き家対策の事業の補助金が活用され、地域整備課でも、令和6年度につきまして予算を計上しているところでございます。

件数と金額につきましては、予算の説明の中で詳しくお話しするところではございますが、事業者向けと個人向け、こちらの空き家の除去を考えてございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 金額は幾らというふうなことで聞いたのですけれども。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの小針議員の質問でございますが、金額は幾らというふうなことでございますが、こちら採択要件、面積要件等がございます、面積によっても事業費が変わるということなので、今回この場には、ちょっと手元に資料がちょっと用意してございませんので、詳しいことは言えませんが、面積によって金額が変わっているということでございます。令和6年度の予算に間違いなく計上をしているということでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 空き家対策において、すごく防犯上も悪いところがあるんです。それで、空き家対策会議というふうなことがあるんですけれども、管理されていない方に、年に1度以上の管理するようというところで通告書を出してくださいということを言ったことがあるんです。実際、このことがされているかどうか伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの小針議員の質問でございますが、年に1回ぐらいの通知を出しているのかというところでございますが、地域整備課では、空き家対策の空き家がどれくらいあるかというようなことで、空き家対策協議会の委員と毎年、年1回、情報交換をして、空き家の状況を把握しているところではございますが、その所有者に対して通知をしているというところは、現在までしてございません。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） これやっぱり村がやってくれないと、周辺も大変困っているんですよ、木とか生い茂って。これからますます空き家は増えていきますし、早い段階から手を打たないと、どんどん所有者自体が分からなくなっちゃうということがあると思うんです。だから、これは空き家対策会議というのもありますし、やっぱりこれは村がやるべき事項だと思います。そういうことで、検討をお願いしたいと思います。

次に、ごみステーションの件でございますが、皆さんのほうの手元のほうに配付させていただきました。これは古殿町のごみステーションの事例で、その内容等については記載をさせていただきますが、これは国の補助事業を利用して55%が国、県が16%、町が26%というふう

な事業で実施されたもので、本当に景観、見た目もすごくて、これは、ごみ捨てをこれからやるにはちょっと大変だなというふうな思いでございますが、この写真を撮る過程で、その下のところに、石川町がこれが設置してあるごみステーションなんです。そして、右にプレハブの写真がありますけれども、こんなに豪華なものじゃなくても、プレハブくらいのもので設置できないのかなというふうな思いでやったんですけれども。

これ、中地区の中学校入り口のところのごみステーションのところが飛散とかかれて、学校に行くのにちょっと支障があるというふうなことを言われて、どうにかならないかというふうなことで、この意見を言っているんですけれども、さっき村長の答弁の中に、行政区から要請があって、村でもちょっとやったような話がありましたけれども、実際、村が金を出してそれをやった場所があるのかどうか、再度確認します。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 3番、小針議員の再質問にお答えをいたします。

ごみステーションについて、私が答弁させていただきましたのは、まず、基本的には行政区からの要望がありまして、その要望の場所につきまして、村で現地を確認し、そして、行政区と村と実際にごみを収集いたします石川地方生活環境施設組合との3者で協議をし、決定をする。その後、各利用者の負担等により、各行政区において設置をしているというふうにご答弁させていただきましたので、村で設置している分はございません。

ただ、先ほども答弁させていただきましたとおり、飛散防止用のネット等の配布とか、あとは看板の設置等については、今後検討してまいりたいと思いますし、そういう、なんというのですか、大きな置く場所の設置については、それぞれ行政区さんで設置をしていただき、あとは、そのソフト的な部分、周知でしたり管理みたいなもの、周知等については村のほうでさせていただくというふうな形で進めさせていただいております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 数も多いですし、本当に設置するとなると、その土地の問題とかいろんな条件も絡んでくるので、大変だなというふうには思いますけれども、やっぱり少しずつでも、これみんな一遍にやってくださいってお願いしているわけじゃなくて、行政区から、ここだけは何とかやってほしいという区長からの要請があったら、そういったことの1か所くらいずつでも予算化の検討をお願いしたいというふうに考えております。

次に、「村民の翼」についてでございますけれども、短縮は考えていないで、今までどおりというふうなことでございますけれども、空港を持っている村として、空港があることに

対して、村のメリットというふうなことはどういうことがあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

航空機燃料譲与税ですね、今年度予算390万、あと、そのほかに、あの建物の場合、固定資産税というふうな形でも入ってくるのでしょうか。あとは、空港があることによって、玉川村に来るといって皆さんが多くなるということは分かりますけれども、そのほかに、空港があることによって、村のメリットは何かお聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 住民税務課長、車田ヨシ子君。

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） ただいまの3番、小針議員の質問に答弁させていただきます。

空港があることで、どういったメリットがありますかというふうな問合せだったんですが、毎年予算のほうにも計上させていただいておりますが、村税の中の固定資産税の中に県有資産等所在市町村交付金という形で、償却資産と、空港での償却資産に係る交付金ということで、税金のほうは納めていただいているような状況となっております。こちらについては、毎年大体同じ金額で納付いただいているような状況とはなっております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 3番、小針議員の再質問にお答えをさせていただきます。

空港があることによるメリットという部分につきましては、やっぱり福島空港があることによりまして、一つの拠点ができておりますので、そこで多くの方々がいらっしゃいます。それで、交流という部分が生まれますから、交流による活性化という部分については、十分恩恵を得ているのかなというふうに思います。

やっぱり人と物が交流いたしますと、そこからお金が発生してまいりますので、そういう交流、人と物の交流によるにぎわいづくり、そして、そのお金が生まれるというところまで行くようにしていく必要があるのかなというふうにも考えておりますし、そして、福島空港があることによって、玉川村の特産品をはじめとする魅力という部分についても、情報発信につながっているのかなというふうに考えておりますので、空港があることについてのメリットというのは多いというふうに認識しております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） せっかく空港があるのに、玉川村は、あそこを何か利用していないような気がするんです。

この前、空港の建物の管理をする会社の副社長さんと話をする機会がありまして、私は観音山の一番上の部分に、あそこに花とか何かをやって、あそこすごく眺めもいいので、あそこにやると、下の道の駅にもお客が行く、空港にも行く、それでああいうところが利用できないのかということをお前の村長にもよくお願いはしていたんですけども、この前、その副社長さんと話して、名前ちょっと忘れちゃいましたけれども、そういうのは村がやるんでなくて、国、県にやってもらったらどうですかという話をされました。じゃ、そういった意味で、やっぱり村も、せっかくこの空港があつて、ああいうものをもっと活用して、県の金を使って、そして来客、人を来るといふ考えをどうでしょうか、村長。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 3番、小針議員の再質問にお答えをいたします。

空港の施設、そして空港ビル、そして周りの関連施設を十分に利活用して、それでにぎわいづくりをつくって交流に生かしていくという部分については、大変大事な考え方だと思いますので、それを県のほうと連携する形で進めていくということは、一つの方策だというふうに思っておりますので、例えば、今、議員がご指摘されました、あの広場につきましては、例えば花を植えるというのも一つの案としてはあるのですが、イベントができないとか、いろいろ幅広めにいろいろ考えられると思いますので、県のほうと意見交換をしてみたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） せっかく村長、県とのつながりが強い人がここに来ているわけなので、やっぱりそういうところをうまく利用して、県の予算を引っ張ってもらって、もっとよい村にしてほしいというふうに考えております。

あと、これから質問することは、ちょっと通告外になった場合には、議長、止めてほしいんですけども、「村民の翼」……

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代議員にお願いします。「村民の翼」についての質問だけをお願いします。

○3番（小針竹千代君） はいはい、はい。

○議長（須藤利夫君） どうぞ。

○3番（小針竹千代君） 「村民の翼」、5年度当初予算の委託料1,251万円ありますけれども、5年度補正予算、「村民の翼」委託料減額666万円。これ30名を60名に増やしたんですけども、この減額の理由。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの小針議員のご質問にお答えいたします。

当初予算計上していたものを減額した理由でございます。こちらにつきましては、当初予算としましては、30周年事業としまして、国内の「村民の翼」並びに海外路線を使った「村民の翼」ということで、二本立てで計画をしておりました。

議員おっしゃられたとおり、国内の南九州の「村民の翼」で大変多くの方のご応募をいただきましたので、なるべくそちらのほうに多くの方が参加できるようにということで、人数を増員いたしまして、「村民の翼事業」は国内一本に絞って実施させていただいたという結果に基づくものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 私の一般質問は以上で終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、3番、小針竹千代君の一般質問は終わります。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午前10時47分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時57分）

◇ 小 林 徳 清 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、6番、小林徳清君の発言を許します。

6番、小林徳清君。

〔6番 小林徳清君登壇〕

○6番（小林徳清君） ただいま議長から許可を得ましたので、前もって通告しておきました

6点について質問させていただきます。

これは、私にとって一般質問の集大成であります。

まず、1点目、竜-19号線拡幅整備についてであります。

上代地区を通る19号線は、古辺田、原作田地区に抜ける重要な路線であります。周辺は優良な農地で耕作が盛んな地ではありますが、道幅は旧態依然、狭く、機械が大型化していく昨今、不便が起きている現状であります。

洪水対策の遊水地整備に伴う移転を余儀なくされる農家の附属建物などの移転先にと、対象者からの要請に基づいて、4年12月、区より請願が出されました。翌年、4年3月に引き続き再度質問で、答弁は重要な路線であるとの認識を明言されました。これまでも整備の必要を要望してきたが、続けて期待に添えるよう要望していくとの強い姿勢を伺いましたが、農地の減少で、なりわいの縮小となる農家にとって、通行、耕作、施設移転先にと、多少希望の持てるこの地区の利便性向上のために、遊水地整備で失われるもろもろの代替補償として、前任者同様、関連づけ事業として整備の必要性を継続していく考えはあるか伺います。

2点目、竜崎、岩法寺Ⅱ-2号線上代地区U字溝設置についてであります。

Ⅱ-2号線は、地区と地区を結ぶ2級村道で、大変重要な生活道路であります。

岩法寺地区内の沿線沿いには数軒の住宅が建っているが、道路にあるべきU字溝がなく雨水排水処理に不便を来し、住民の要請で30年12月に質問し、要望が出たらとの答弁でありましたので、令和2年11月、区から請願出されました。5年3月、質問でただしましたが、緊急性、危険性がないとの腰の引けた答弁でありました。排水処理の必要からの請願であり、住宅立地性高いこの地区は、今後開発が見込まれることから、費用対効果のある地域住民のために、村単独事業で実施すべきではないか見解を伺います。

3点目、国道118号線、歩道未整備についてであります。

この件に関しても、再三再四質問を繰り返しております。3年3月の質問では、現在計画はないが、整備促進期成同盟会において整備促進を県に要望の働きかけを行っている。今後、機会あるごとに継続的に要望すると答弁をいただいております。昨年9月定例会での質問に対しては、村と県によるまちづくり意見交換会でも、継続要望して、利用状況、用地協力などを含めた地域の合意形成の状況を総合的に検討をすると回答いただいたと答弁され、今までとは違う、一步前進の兆しが見えた感がいたしました。長年の懸案が、実施に向けて踏み出されるものと理解しますが、その後の進展状況を伺います。

4点目であります。不適正受給防止対策についてであります。

昨年12月、職員による住居手当、通勤手当の不適正受給が投書により発覚し、村長、副村長、総務課長の3名にて事の概要を説明し、陳謝されました。不適正受給のことは、新聞などで広く周知されました。事の責任はもちろん受給者本人にありますが、管理監督側に対しても批判の目は大いに向いたと思います。平成24年5月から令和5年11月までの約12年にもわたる長い期間看過されてきたのは、本人届出を真に受け、生活実態の実証確認がなかったがゆえに起こった不正だと思います。これを機に、再発防止対策として、手当支給に関する条例、規則見直しなどの改正はあるのか、また、どのような対策をしたのか伺います。

5点目であります。

平成19年8月28日、竜崎区においての村民懇談会で、区からの意見、提言の一つであります、決まりきった下水道通知は無駄であるとの改善を求める提言でありました。この件に関して過去4回質問し、検討、検討、検討、検討、28年3月の質問に対して、答弁は料金の体制の見直し、納入通知書を届ける方法など改善するとの答弁でありました。その後も、一向に改善の兆しが見えません。なぜ検討だけに終止して進展しないのですか、伺います。また、村民懇談会においての有益な意見、提言を真摯に受けて、できる、できないかを明確に、納得できる説明をして理解されるべきだと思いますがいかがでしょうか、伺います。

以上、よろしく。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 6番、小林議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の竜-19号線拡幅整備についてであります。先月16日に竜崎地区で開催された、国による阿武隈川上流遊水地群整備住民説明会において、宅地や施設園芸の代替地調整状況や意向調査の結果を踏まえ、国としては、現時点では、上代地内は宅地や農地の代替地として整備しない旨の報告がなされました。

一方で、施設園芸については、複数名がまとまれば移転地として整備する方向で検討することが示されましたので、今後は、竜崎地区で10月に発足した竜崎区住宅移転対象者・施設園芸対象者遊水地対策協議会等と、施設園芸移転に向けた情報共有や意見交換を行いながら、方向性を整理してまいりたいと考えております。

なお、村道竜-19号線の上代地区やその周辺地域については、高台であり、必要な水の確

保や雨水の排水処理、さらには大型機械の通行に対応した道路の拡幅等の整備など、必要な事業について、遊水地整備の関連事業として、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の村道Ⅱ-2号線のU字溝設置につきましては、令和2年11月に岩法寺区長から請願が提出され、同年12月定例会において採択された事案であります。

当該村道は、上下水道も整備されていることから、今後も住宅建築が進むものと期待をしており、採択からの数年間で沿線に住宅が建築されており、集中豪雨の際に、排水が宅地内に逆流し、庭や玄関入り口の手前まで水が流入するなど、住民の方々に被害を及ぼしております。これらの状況等を踏まえ、排水処理対策が必要と判断したことから、令和6年度当初予算に排水路設置のための予算を計上したところであります。

次に、3つ目の国道118号の歩道整備につきましては、これまで、県とのまちづくり意見交換会等の会議などにおける要望はもとより、機会あるごとに要望をしております。

昨年8月に、県中建設事務所長との事業報告会の中で、竜崎字四斗蒔地内から中字道上地内の歩道未整備区間の測量調査を行うことが報告され、今月までの工期で実施されている状況にあります。来年度以降のスケジュール等について、県石川土木事務所に確認したところ、測量調査は継続して行うが、実施設計や歩道整備工事までの具体的な計画には言及されませんでした。今後の歩道整備は、県交通安全プログラムの重点区間に位置づけされた優先度の高い順に整備することとされているため、住民が安全安心に通行できるよう、重点区間への位置づけと早期着工について、引き続き根気よく要望してまいりたいと考えております。

次に、4つ目の不適正受給防止対策についてであります。このたびの職員による住居手当及び通勤手当の不適正受給につきましては、村民の皆様への行政に対する信頼を失墜させるものであり、村民の皆様、村議会をはじめ関係者の皆様に改めまして深くおわび申し上げます。

こうした事態を二度と繰り返さないため、全職員に対して、法令順守並びに各種手当等の届出を徹底するよう通知したほか、住居手当の支給要件について総点検を実施したところであります。総点検の結果、同様の事案はありませんでしたが、今後は必要に応じて居住の実態についても調査するなど、各種届出の確認について実効性の高い再発防止策を講じてまいります。

なお、手当支給に関する条例や規則については、地方公務員法等の各種法令並びに国の人事院勧告、福島県人事委員会勧告等に基づき定めていることから、現時点では見直し等を行

う考えはありませんが、引き続き、全ての職員に対し、改めて綱紀粛正を徹底するとともに、再発防止と信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、5つ目の下水道使用料通知の改善につきましては、地方自治法の規定により、歳入の調定をしたときには、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないこととなっております。

村といたしましては、村民懇談会でのご意見等を受け、これまで様々な観点から検討を行い、納入通知書は請求書及び領収書の役割を担っており、多くの方が必要としているものと判断したところであります。その上で、送付不要との連絡があった方に対しましては、送付しないこととしております。今後は、このような取組をしていることをしっかりと情報発信するなど、周知徹底を図ってまいります。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 再質問に入りますが、1点目のことに関しては、再質問ではありませんが、感想を述べるだけにとどめます。

この竜-19号線拡幅整備の件は、4年3月、一般質問で、地元からの請願、陳情による路線でなく、現時点で拡幅整備の考えはないと、けんもほろろな答弁でありました。ならばと請願にて要望し、5年3月、再度質問し、遊水地関連づけ事業として要望していくとの、前回と打って変わった、地域に寄り添った答弁でありました。それらは前任者の言葉であり、新たな現村長の姿勢を伺ったものであります。

2点目のことに関しては、再質問といたします。

この上代地区のことです。この件に関しても、地元からの要請に基づくもので、30年12月、一般質問し、要望が出たら検討するとのことで、語るに落ちたというのかな、早速請願出されましたので、不便さ解消工事として、早期の実施を見込みました。5年3月にも村単独事業で、同年度予算計上はあるかとただしましたが、いろいろと言いつされてしまいました。再質問にて、5年度補正予算に組まれるよう申し送り事項に加えていただきたいとお伺いしました。答弁は、よく担当課のほうにお話をさせていただきますというふうなことでありましたが、ありましたでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの小林議員の再質問でございます。

令和5年度に補正予算として計上してくれないかということで、村長からの地域整備課に申し送り事項というような内容でございますが、補正で計上することに対しましては、地域

整備課としてはどのように対応したかについても含めてですが、当初予算に計上されたものに対して増減額が生じた場合に、基本的には補正されるものであるというようなことでございますので、災害または緊急性のあるもの、こちらを除かれる部分が工事費や修繕費などの予算も当初予算に計上するものであると考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今、課長、私が聞いたのは、前任者から、そういうふうな申し送り事項にあったかと聞いているんですよ、ちゃんと聞いてくださいよ。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 6番、小林議員の再質問にお答えをいたします。

今、議員がいろいろとおただしになりました件につきまして、経過も含めまして私も確認しておりますし、その令和5年度の補正でもいいからお願いしたいというお話についても、しっかりと受けておりますし、ただ、今、地域整備課長が申したのは、そういう案件があったことについては、もちろん庁内で共有しておりますが、その事業とか何かについては、基本的に当初予算で議論すべきものでありますので、今回のこの案件につきましても、しっかりとその必要性等について議論した上で対応していこうというふうなことでお答えとさせていただきます。

請願箇所等につきましては、基本といたしまして、これまでお答えさせていただきましたのは、危険性があり緊急性が高い場所以外につきましては、その補助金や交付金、さらには交付税措置等のある有利な起債を活用して対応していきたいというお答えをさせていただきました。

ただ、今回このように当初予算に計上させていただいておりますので、今後も、財政状況等も勘案しながら計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） ちゃんと申し送り事項にあったと、せいぜい補正には組めないけれどもというふうなことでありましたので、これは昨年度、この件に関しては、地元からの要請、私、真に受けまして、やっぱり村民の声を村政にというふうな私のモットーでありますので、5年間にわたりやってきまして、予算に計上、これはしつこいくらいに、担当課長のほうにも随分、言いました。やっとな今年度は当初予算に上がって、非常に地元の方々は喜んでくれていると思います。そういうことでありましたので、計上されていますから、これはもうすばらしい、私はお答えいただいたと思っております。

それでは、3点目にまいります。3点目に対する再質問であります。これは118号線の歩道未整備のことです。

これは、これは平成19年の8月28日、竜崎地区において、石森前村長が、初めて竜崎地区において開催された村民懇談会においての意見提言、要望で、その中の10点の一つであります。あのときには、村民懇談会は、私が区長でありまして、75名くらいの人を集めて盛大に開かれたものです。それの中での要望の中の一つでありました。長い間の中途半端な歩道に対して、早期進行の要望でありました。それから17年たっているのです。1ミリも一歩も進んでいないじゃないですか。俺は議員だから、皆さん方を責めるわけではないんですが。

先ほどの答弁では、交通弱者の安心安全な村となる一端を感じることができました。再度、この工事の早期実施の要望に対する強い姿勢をもう一度伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 6番、小林議員の再質問にお答えをいたします。

118号の歩道未整備地区に対する歩道の設置の部分につきましては、今、議員が本当にお質しのとおり、長い時間がかかっておりますが、この歩道の必要性等について、安全安心の確保のための歩道の必要性については、私もしっかりと国のほうにこれまでも言ってきておりますし、かなり強い姿勢で要望を行っておりますので、答弁させていただきましたとおり、今、測量という部分については実施をしておりますので、その次の段階、設計と工事に早く進めるように、引き続き、繰り返しの答弁になりますけれども、根気強くしっかりと要望してまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） いや、心強い答弁をいただきました。あなただったらできますよ。パイプが違います。

それでは、4番に入ります。4番に対する再質問であります。

これは問題ですね。この不適正受給、僕は不正受給かなと思いましたが、不適正にしてくださいと言われたので不適正にしました。この住居手当、受給者は何名で、村内村外、その人数が、また支給金額は幾らでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの小林議員の再質問でございます。

住居手当を受給している職員の数並びに金額でございますが、まず、村内につきましては4名で、令和5年度119万1,000円、村外につきましては12名、351万1,250円を令和5年度中

に支給を予定してございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この手当支給には、11あるんです。僕も調べてみたら、そんなにあるのかなと思いましたが、11あるんです。その中には、ちょっと分かる、分からない、地域手当なんていうのもありましたが、通勤手当もありますよね。この通勤手当の受給者は何名いるんでしょうか、村外、村内。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの小林議員の再質問でございます。

通勤手当の受給者の数並びに金額でございますが、村内につきましては17名、総額で85万800円、村外につきましては35名、526万700円を支給予定してございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 職員の給与に関する規則第9条の7、条例第11条の2第1項、職員たる要件を具備しているか及び住居手当の額が適正であるか随時確認をするものとあるが、確認はしているんですか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの小林議員の再質問でございます。

職員の給与の支給に関する規則の中の第9条の7の中に、月額が適正であるかどうかを随時確認するものとするというふうなことでございます。

各種手当につきましては、職員の届出によるものでございまして、その届出があった時点で確認をすることになっております。当然、通勤の場所、通路が変わった、住宅の場所が変わった、その都度届出をいただいて、その届出を基に随時確認をしてございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） ……（録音漏れ）……どの辺でしたか。すみません、声が小っこいからね。

こういう規則って、条例がありまして、規則があって、確認した本人届出を真に受けて、書類だけの確認じゃないですか。実際、確認するのは、生活の実態を確認するとか、距離を確認するとか、実際確認しなけりゃ駄目でしょう。人は、人の口というのは、言い訳もするし、うそもつきますよ。それを真に受けて、いいですか、1年くらいだったらいいですよ、12年ですよ、私になったときからですからね。これは監督、管理監督側にある、そういう立場にあった人の責任は、僕は大きいにあると思います。総務課長だけの口頭注意で済ませた

ことに対することにも、ちょっと疑問を感じましたが、その件はまた結構、いいとして。

それと、先ほどの村長答弁にもありましたが、生活実態を調べるとか、いろんなことありましたが、防止策として、これ生活の実態は明かすものとして、明かすものとして、これは生活しているかしていないか分かるのは電気料金ですよ。それから水道ですよ。それからガスもそうですよ。こういうふうなものの使用実態を証拠として出させる。年に数回、求めるべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 6番、小林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

当初に答弁をさせていただきましたとおり、今までは届出でありますので、届け出たものは受理しなければなりませんので、受理をさせていただいて、本人の申告に基づいて、いろいろ手当とか何か認定した部分が確かにごさいましたので、ただ、距離とか何かにつきましては、本人の申告もありますが、例えばグーグルだったり、ほかの地図なんかと比べながら、その距離の妥当性については、可能な限り、測れるものについては測って対応している部分もあります。

答弁させていただきましたとおり、今後は、居住の実態についても調査をしてまいりたいというふうに考えておりますので、そこで、適正な届出かどうかについては確認をしてまいりたい、二度とこのようなことがないように徹底してまいりたいと考えています。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） これ、たしか住居手当も満額出るんじゃないんですよね。ここに事細かく書かれていますが、2万5,000円を超えたやつかな、それに対する支給手当が、住居手当が支給されているんです。

あと、通勤手当も、それこそ事細かく記載されていますよね。ここに、2キロから3キロとか、最終的には34キロから36キロというふうに、十何段階に分かれているんです。これに沿って恐らくされていると思うんですが、やっぱり本人からの届出を真に受けて、それを、何ですか、真実だと思って受けていること自体が、今までは誤りじゃないかなと思いますよ。やっぱり実際それを確認する、そしてそういうふうなことを二度と起こさせない、そういうふうな管理監督の、何ですか、しっかりと確認することが絶対必要だと思います。

それでもって、あとこの通勤って、かぶりますが、通勤手当支給に、これ距離の確認は実際行っているんですか、通勤手当の距離の確認。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 通勤手当の距離の確認についてでございますが、本人が通勤をする経路を地図で示して届出をします。我々は、その通勤経路が最短距離かどうかというのを確認します。支給される距離につきましては、本人の通勤経路とは別に最短距離というふうなルールがありますので、最短距離を計算しまして通勤手当のほうを支給してございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） そうすると、実際走って確認しているということですね。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 実際に、従前は実際にその自宅まで車で行って、その車のメーターを基に距離を測ってございましたが、最近はグーグルマップとかもっと精度の高いものがございます。そちらで距離のほうを確認してございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） グーグルマップとかそういうことでやって、以前はやったけれども、その後はやっていなかったと。これはやっぱり不正支給されますよ、そんなことでは。やっぱり実際自分で確認のために一応歩いてみるというふうなことも大事なんじゃないでしょうか。忠告として、それは言うておきます。

5番の、5番のことに対する再質問であります。

24年6月定例会において、質問に対し、条例及び施行規則において定めているので、改正を検討する。24年12月が3か月ごとにできないか検討と、25年12月は引き続き検討、26年は検討の結果の問いに、調定を起ささないで納入できないと県に指導されている。28年3月は給料体制の見直し、納入通知を届ける方法など改善を検討すると、答弁で過去5回の質問に対して、思わせぶりな、何ですか、答弁の終わりのような、検討のがれでありましたと、今回で6回目になりますよ。

私の議員、3期12年、今回が最後でありますので、いいかげん決着をつけませんか。だけれども、先ほどの答弁で、いろんな前向きな、このことに対する取組しますよというふうなことありましたので、再度一応聞きます。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 6番、小林議員の再質問にお答えをいたします。

この下水道使用料の納入通知書の送付問題につきましては、いろいろとご質疑をいただきまして、それに対して答弁を重ねてきたということで、今回もご質問いただいた中で答弁をさせていただいたとおりでありますけれども、一応、自治法上は必要ですということなんで

すが、その運用の中で、送付不要との連絡があった方に対しましては、送付しないこととしております。そういうことにしている、村としての対応の仕方という部分については、十分に村民の皆様方に伝わっていなかったという部分があるかもしれませんので、そこは周知徹底をしてみたいというふうに考えております。

議員お質しのとおり、村民の皆様から、この、こういう案件について求められた内容、あとは経費節減につながるような事務見直し等につきまして、自治法等で、いわゆる法で定められている事務手続を、運用の中でどこまで対応できるのかという部分については、引き続き検討してみたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 前は、あと県のほうから指導されていると言いましたよね。村長の答弁では、何だ、これ地方自治法の規定には決まっているんだと、そういうふうな答弁でありましたよね。歳入の調定をしたときは、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないとなっているとのことではありますが、何で、最後は県なのに、今度は地方自治法なんですか。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 6番、小林議員の再質問にお答えいたします。

その県の指導という部分についても、地方自治法等の法なり規則に規定されているものと違ったやり方をしているのです、その部分については、県のほうでそういう指導、指摘をされたんだというふうに思います。

なので、私が今、再質問に対して答弁させていただきましたのは、自治法等でしっかりと手続等についても定められておりますので、それを踏まえた上で、運用の中でどこまで、村民の皆さんとか、あとは経費節減につながるような対応ができるかという部分については検討してみたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） これは、私からの提言であります、この税の通知と同じく、1年分を1回送付すればいいんじゃないですか。いかがですか。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 6番、小林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

そういうその運用方法が、今回の下水道の使用料のいわゆる調定で納入通知書の通知という関連の部分において、その運用の中でどこまで許されるかという部分があると思いますの

で、そこは、今、議員がお質しのとおり、まとめてやるのが果たして運用上可能なのかどうかという部分もありますので、我々はやっぱり基本的な部分については、村民の皆様方の安全安心な暮らしをしっかりと守る、その中におきましても、法令を遵守しながら事務を進めるという部分もごございますので、そこは、その運用の中でどこまで可能なのかという部分につきましては、また改めまして検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 大分、私もそうなんですが、口座振替になっている方がいっぱいいますよね、口座振替。私がこの質問をしたときは、この利用者というのかな、671件だと思いましたがよ、671件。今、たしか700ちょっと超えましたね、700超えました。その中で、口座振替された方は何%、何名の方でしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの小林議員の質問にお答えしたいと思います。

口座引き落としが何%になるかというところをございます、令和6年2月の調定分での試算になります。調定件数721件中、うち口座引き落としが591件、82%でございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この通知を要りませんって方は、何名くらいおられるでしょうか。私も一応要らないと言って、来ません。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいまの小林議員の質問にお答えします。

通知の要らない人は何名いるかということでございます、7名でございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 7名ですか。たしか、私、聞いたときには、24年6月に聞いたときには、1通当たりたしか百何十円くらいかかるというふうな答弁いただいたことがあるんです。これ七百何十名ですね、721件の全部口座振替とか、通知を出すことなくあい済まされることになれば、年間に、大変ですよ、大変な金額が無駄な経費削減できるわけです。その分を別なことに、村民にサービスのために使われたほうが僕はいいと思います。

これは、この質問は、村民懇談会で言ったのは、県の要職やられた方なんですよ、保健所の上のほうの方が、名前まで言えませんが、竜崎では名士中名士の方なんですよ、保健所に

いたね。その方が、村民懇談会で言ったことなので、私、そのことずっと、これ言い続けてきたんですね。そんなことがありまして、この5点の中の3点と5点については、私が議員になったときの原点回帰の質問でありました。初心に戻って、こういうふうな無駄なことを省かせるために質問したわけであります。

時間はまだ残しますが、それとまた村長の答弁は、私が付け入る隙がない、非常に私にとっては最後の花道を飾られるいい質問でありました、答弁でありました。質問もいいことながら、答弁もすばらしいと思いますよ。

それで、これもちまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（須藤利夫君） これをもって、6番、小林徳清君の一般質問は終わります。

ここで休憩とし、昼食といたします。

（午前 11時42分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 大 羅 将 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、1番、大羅将君の発言を許します。

1番、大羅将君。

〔1番 大羅 将君登壇〕

○1番（大羅 将君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、前もって通告をしておきました3件について質問をさせていただきます。

まず、1件目ですが、たまかわ防災アプリについてでございます。

令和5年9月から、たまかわ防災アプリの運用が開始されました。プッシュ通知設定をしていると防災行政無線の放送があったことを知ることができ、スマホの音声再生にて放送内容を確認することができます。

また、災害時に避難が必要になった場合、端末のGPS機能を利用して最寄りの避難所の開設状況が地図上に表示ができます。その他、災害時に役立つ様々なサイトにも簡単にアクセスができ、災害時の避難行動の支援に役立つ玉川村の公式アプリであります。運用開始から約7か月がたち、災害時に効果のある活用を期待し、次の3点について伺います。

- 1点目は、防災アプリの現状、課題、今後の取組について。
 - 2点目は、防災アプリのダウンロードを促す周知方法について。
 - 3点目は、災害時に防災アプリを利用する際の注意点について。
- 2件目ですが、災害時の避難所についてでございます。

現在、玉川村には19か所の指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所があります。指定避難所における被災者1人当たりの必要面積は、おおむね2平米以上とし、要避難地区の全ての住民を受け入れる配置をする。また、貯水槽、井戸、仮設トイレ等の設備の整備、災害情報入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備、地域完結型の備蓄施設の確保に努め、食料、飲料水、常備薬等の避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとあります。災害時の避難所での生活に対し、次の2点について伺います。

- 1点目は、避難所の設備、備蓄状況について。
 - 2点目は、防災倉庫の設備、備蓄状況について。
- 3件目ですが、自動体外式除細動器（AED）についてでございます。

自動体外式除細動器（AED）（以下AED）は、電源を入れれば音声を使い方を順に指示してくれるため、誰でも救命活動を行うことができます。突然死の原因となる心室細動に対して電気ショックを行い、心臓を正常な動きに戻すことのできる医療機器です。しかし、心室細動に対して心停止後5分以内にAEDによる早期除細動を行うことが必要です。いざというときに使えないという事態を防ぐため、次の3点について伺います。

- 1点目は、AEDの設置場所について。
- 2点目は、AEDの設置場所の周知方法について。
- 3点目は、近年のAED講習会の実績について。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 大羅議員のご質問にお答えをいたします。

1つ目の、たまかわ防災アプリについてであります。1点目のたまかわ防災アプリについての現状、課題、今後の取組につきましては、現状については昨年9月に玉川村防災アプリの配信を開始したところであり、アプリのダウンロード者数については38人となっております。災害時には必要な情報が瞬時に取得できることから、村民の皆様の認識を高め、ダウンロードする方を増加させることが課題と考えております。

このため、今後は一人でも多くの方にダウンロードしていただけるよう、村広報誌や公式ホームページなどで周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目の防災アプリダウンロードを促す周知方法につきましては、1点目でもお答えしたように、まずは村民の皆様に認知してもらうために、広報たまかわ3月号や村公式ホームページ、公式LINE等で随時周知する予定としております。そのほかにも主要な公共施設へポスターを掲示するなど、それぞれの媒体を活用し情報発信を行い、広く村民の皆様に情報が行き届くよう周知に努めてまいります。

次に、3点目の災害時に防災アプリを利用する際の注意点につきましては、情報を得るための使用については特に問題なく利用できると考えておりますが、災害時の連絡ツールとして使用する際の注意点としては、投稿時に連絡先を入れることが必要であること、情報を早く伝達するために多くの写真を一度に投稿しないことなどのルールづくりが必要と考えております。また、投稿された写真を防災アプリへアップする際は、投稿写真が事実かどうかなど、担当者による入念な確認作業が必要と考えております。

次に、2点目の災害時の避難所についてであります。1点目の避難所の設備、備蓄状況につきましては、村が避難所として指定している施設は、村内の小中学校をはじめ、たまかわ文化体育館や保健センター、すがまプラザ、玉川村ふれあいセンターや就業改善センターなどの公共施設や各地区の集会所を含む18か所であります。これらのうち高齢者や体の不自由な方など、いわゆる要配慮者のための福祉避難所については、玉川村ふれあいセンターの1か所となっております。各施設ごとにエアコンやガス設備の整備状況が異なりますので、実態を考慮した上で、その状況に応じて避難所を開設してまいりたいと考えております。

また、備蓄状況については、村の防災倉庫をすがまプラザに整備し避難者用の物資等を備蓄しているほか、ふれあいセンター内倉庫にも飲料水等を備蓄しております。

次に、2点目の防災倉庫の設備、備蓄状況につきましては、前述のすがまプラザの備蓄倉庫には飲料水と食料、避難所設営用のパーティションやベッド等を保管しており、仮に20名

の避難者ですと5日間程度対応できる物資の備蓄となっております。また、ふれあいセンターにも同じく7日分程度の物資を保管しております。

なお、飲料水や食品については賞味期限がありますので、随時更新を行っております。

次に、3つ目の自動体外式除細動器（AED）についてであります。1点目のAEDの設置場所につきましては、玉川村役場をはじめ村内の小中学校、たまかわ文化体育館や保健センター、すがまプラザ、玉川村ふれあいセンターや就業改善センターなどの主な公共施設11か所となっております。

次に、2点目のAEDの設置場所の周知方法につきましては、公共施設内の設置箇所にはパネルを設置しておりますが、施設内のどの場所に設置しているかを示す位置図などによる表示は行っておりませんので、誰もが簡単に見つけられるよう、今後、各施設において位置図を整備するなど、設置場所の周知をしっかりと行ってまいります。

3点目の近年のAED講習会の実績につきましては、過去には須賀川地方広域消防組合主催の普通救命講習や消防団の秋季訓練時に救命講習を開催するなど定期的に実施しておりましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ソーシャルディスタンスの考えの下、人と人との接触を控えていたため実施しておりません。昨年5月のコロナウイルスの5類への移行に伴い、従来の生活様式に戻ってきていることから、まずは消防団等の組織を中心に開始するなど講習会を開催してまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 答弁ありがとうございました。

それでは、1件目のたまかわ防災アプリについて再質問させていただきますが、まず1点目の防災アプリの現状、課題、今後の取組についてであります。

まず、玉川村版の防災アプリを導入した経緯をお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの大羅議員の再質問でございます。

防災アプリを導入した経緯につきましては、防災無線の親局の操作卓の更新事業がございました。この更新事業をする際に防災アプリの導入が可能というようなことがありましたので、併せて整備をしてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 先ほどの答弁の中で、ダウンロード者数が38名とありました。配信から約7か月ですが、もっと多くの方にダウンロードしてほしく思います。避難所の情報や防

災情報など災害時に必要な情報をいち早く配信できるため、個人的にはすごく必要なアプリだと感じております。

ダウンロード者数が38名なのは、たまかわ防災アプリの情報発信の問題なのか、それとも村民が防災アプリの必要性を感じられていないのか、そもそもダウンロードの方法が分からないなど様々な要因があると思いますが、村としてダウンロード者数が現状の要因はどのようなことだと考えていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの大羅議員の再質問でございます。

ダウンロード者数が少なかった理由、要因でございますが、要因につきましては大きく2つあるのかなと思っております。

まず1つは、昨年9月から配信は開始しておりましたが、このアプリに関する周知がなかなかされていなかったということでしたので、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、広報3月号でのお知らせ、LINEやホームページでの周知のことを今後やっていきたいと思えます。

もう一つの要因は、幸いにも昨年の9月以降、玉川村においては避難を要するような大きな災害がなかった。住民の方もその必要性はあまり感じていなかったということが、ダウンロード者数が少なかった要因かと考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） ありがとうございます。令和5年9月の定例会の村長の提案理由の中でもありましたが、障害をお持ちの方でも安心してご利用いただけますとありました。障害をお持ちの方でもこの防災アプリを使えるというのは、どのような方を示しているのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの大羅議員の質問でございます。

障害のある方でも利用が可能なものとはどのようなことかということでございますが、現在、防災無線の放送は運用上、肉声で放送してございます。機能としては肉声ではなくてデジタル音声で放送することも可能です。デジタル音声で放送をしますと、そのデジタルの文字を同じアプリの中で文字として読むことができます。そのような運用をしますと、耳の不自由な方でも文字としてその情報を得るといようなことが可能だといようなことでの発言でございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） それでは、次に2点目の防災アプリのダウンロードを促す周知方法について再質問させていただきます。

先ほどの答弁でもありましたが、やはり震災が起きてからというよりかは、事前にダウンロードすることが必要だなと感じております。今、防災アプリの配信開始や内容については今まで周知は行ってこなかったということによろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） さきにも述べましたが、既に配信はされておりますが、配信の際に職員向けの操作の説明は実施しておりましたが、住民の皆さんへの周知というのはしてなかったのが現状であります。今後は先ほども申し上げましたが、広報で周知するとともに全戸配布や回覧等で住民の方々に周知していきたいと考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 一番に、このたまかわ防災アプリのほうが、村民の方に身近になるような周知や情報発信のみならず、防災訓練やワークショップを通じてアプリに触れる機会を増やすイベントとかできないのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの大羅議員の質問でございます。

ワークショップとかイベントでの周知ができないかということでございますが、まずは住民へのアプリの周知ということを徹底させていただきまして、令和6年度については開催の予定はございませんが、今後そのような機会を設けるようなことで検討させていただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） ぜひそのようなワークショップを通じてイベントをやってほしいというのは、なぜかと申しますと、防災アプリに関してはプッシュ通知という便利な機能がありますが、そもそも高齢者の方などはアプリをインストールすること自体が難しい現状があります。デジタル機器の取扱いが不慣れな住民への支援対策等は今後どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの大羅議員の再質問でございます。

デジタル機器への扱いが不慣れな高齢者等への支援対策についてということでございます

が、今後、アプリの周知徹底を図った後に、アプリをダウンロードしたいとかの相談がありましたら、高齢者学級や福祉サロンなどの出前でインストールの支援や簡単な操作方法などを実施できればと考えております。また、役場窓口にご相談いただいた際にも、職員で対応できるような体制を整えたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） それでは、3点目の災害時の防災アプリを利用する際の注意点について、再質問させていただきます。

情報を得るための使用については特に問題がないとありましたが、災害時はユーザーのアクセス等が集中することで回線の混雑が発生しまして、通信速度が著しく低下、または通信ができなくなるなど通信障害が起こる可能性があります。そのような場合でもこの防災アプリの利用はできるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 防災アプリについてですが、障害等が起こらないのかというような再質問でございます。

防災アプリのサーバー及びインターネット回線については、役場の発電設備に接続しておりますので、災害時にアプリへの接続ができなくなるということはありません。ただし、携帯のキャリア、インターネットの回線などの通信障害によって使用ができなくなる可能性はございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） このアプリに関しましては被災状況など投稿ができますが、写真の撮り方や投稿方法などは、ダウンロードしただけではなかなか分かりにくい状況であります。防災アプリを使った被災状況の写真の投稿方法を、これ教えたりとか、一度に多くの写真を投稿しないほうがいいとかいうルールなどをやっぱり周知するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 投稿する際のルールづくりというようなことでございますが、先ほども申し上げました。まずは皆さんにダウンロードしていただくというようなところに第1点の力点を置きたいと思っております。その後、その投稿方法や使い方のルールづくりについても周知のほうを図っていきたいと考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） ぜひ順を追って投稿できるところまでやっていただければと思います。

また、この被災情報を写真で投稿ができますが、担当者による確認作業が必要となることなのですが、この場合の担当者というのは誰になるのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの再質問でございます。災害時の写真投稿された場合の現地の確認は誰がするのかというようなことでございますが、被災する箇所、道路であったり水路であったり河川であったり、またはそれぞれの公共施設であったり各種施設がございますので、その施設を所管する担当者がまず確認をすることになると思われま。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 災害時は、やっぱり様々な情報が飛び交ってしまい、この中には真偽が分からない、いわゆるデマ情報が含まれるということもありますので、入念な確認作業が必要になるかと思えます。最終的な事実かどうかの判断は担当者が独断で行い、情報を発信するというところでよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 災害発生時の最終確認は、担当者が単独で行うのかというようなことでございますが、単独で行いますと誤った情報等を伝達するというようなことになりま。まず担当者が現地を確認し、上司、課長等の判断を得て、間違いなくその場所に被災があったというようなことで決裁をして、その後、アプリを担当する担当課のほうに渡して、そこで初めて情報発信というような形での手続をさせていただきたいと思えます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 確認作業が必要というところと、ぜひ迅速に対応していただきたいなと思えます。

1件目の質問は終わらせていただきまして、次の2件目の災害時の避難所について再質問させていただきます。

今まで避難所として活用したことある施設はあるのか、その場合、備蓄等の不足等はありませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 今まで避難所として活用した施設はあるのか、また備蓄の不足はなかったのかというようなことでございますが、今まで避難所として活用したことのある施

設につきましては、たまかわ文化体育館、保健センター、ふれあいセンター、北須釜生活改善センターの4か所であります。

備蓄については、その当時はそれほど在庫ございませんでしたので、不足分については購入等の対応をしているところでございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 食料の備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家から非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度、目安で行うこととしておりますが、現在の食料に関しての備蓄数はどれくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 今現在の食料の備蓄数でございますが、先ほど答弁でも少しお話しさせていただきましたが、すまプラザの備蓄倉庫に仮に20名ですと5日分程度、ふれあいセンターのほうに20名分ですと7日分程度の量を備蓄してございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 村は震災とか発生後、3日間は1日1人3リットル程度にする量を飲料水としては目的としておりまして、応急飲料水の確保の整備に努めるということですが、現在、村で備蓄している飲料水の量はどれくらいなのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 防災計画上の話では、多分1日1人当たり3リットルというようなことではございますが、現在村で備蓄しております水の量でございますが、すまプラザの備蓄倉庫とふれあいセンターを合わせて約700リットルを備蓄してございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 備蓄をするというところで、なかなか使う機会がなかったりするかと思いますが、例えば期限が切れた飲料水や食品などの処分は、今までどのように行っていたのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 備蓄をした飲料水並びに食品で期限の切れたものの処分はどうしていたかということではございますが、当然期限が切れておりますので、いろんなものには利用できませんので廃棄処分をしてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） この期限の切れる前に何か有効活用だったりとか、そういったことはできないのでしょうか、お伺いたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 有効期限が切れる前に有効利用ができないかというようなことでございます。当然期限が分かりますので。ただ、期限が全部が同じ期限ではなくて段階的に期限がございまして。可能であれば期限が切れる前に防災訓練等を実施して、その際に利活用ができればいいかなというようなことで考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） ぜひ処分ではなくて利活用していただくようお願いしたいと思います。

2件目の質問は終わらせていただきまして、次の3件目のAEDについて再質問をさせていただきます。

1点目のAEDの設置場所についてですが、現在、村内で24時間使用できるAEDの設置場所があるのか、お伺いたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

24時間使用できるAEDは村内にあるのかということでございますが、設置されている施設、それぞれ管理部署別ですが、そこに照会しましたところ、残念ながら24時間常時使えるというようなAEDの設置場所はございませんでした。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 日中だけではなくて、夜間、急遽、いざというときなどで使用する可能性があると思いますが、今後24時間使えるようなAEDを設置する予定等がありますでしょうか、お伺いたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 24時間使用可能なAEDの設置場所がなかったというようなことで、今後設置の予定というようなことでございますが、今後、現在あるものの設置場所の変更であったりとか、そういったところに対応可能かどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 現在、11か所の主な公共施設に設置しているということですが、AEDのアプリのマップとかを見ますと須釜地区の設置場所が少なく、5分以内の使用がすごく

難しい現状にあります。特に四辻新田地区では消防署からの距離も遠く、AEDの設置が必要となりますが、現在たまかわ観光交流施設 y o d g e には設置がされていますのでしょうか。また、設置されていない場合は今後設置の予定があるのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 1番、大羅議員の四辻地区、y o d g e のAEDの設置につきましては、現在のところ残念ながら設置しておりません。今後につきましては、指定管理者と協議した上でその方向で進めたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 次に、すがまプラザ交流センターの設置についてなんですけれども、現在、コワーキングスペース受付窓口のすぐ横にAEDが設置されており、日中は使用できる状況にあります。しかし、体育館には設置しておらず、日中のAEDは使用ができますが、現在、夜に体育館を利用されている各スポーツ団体の利用者に万が一の場合があった場合、すがまプラザ、交流センターが施錠されており、鍵が開かなくAEDが使用できない状態となっております。この状態に関して村としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 大羅議員のご指摘のとおり、夜間については5分以内での使用というのが体育館では難しい状況でございますので、こちらにつきましても今後費用等の調査を含め検討していきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） やはりAEDというのは5分以内の利用がすごく急務であると考えております。今現在整備が行われております乙な駅たまかわには、今後AEDを設置する計画があるのかも併せてお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 乙な駅につきましても今現在改修中で、議会全員協議会でも説明したとおり8月中の竣工を目指しているところですが、こちらにつきましても、まだ指定管理者の指定はしてございませんので、それと併せて検討してまいりたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 次に、AEDの設置場所の周知方法についてですが、施設内のどこの場所に設置しているかを表す位置図等を整備するなど、設置場所の周知をしっかりと行うと

いう答弁をいただけてうれしく思います。また、公共施設内には必ず職員が在籍していると思いますが、現在設置している場所において、職員のAED設置場所等の認知度についてはどのようなものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

現在あるAED、職員がどのくらい知っているか、認知度でございますが、自身が在籍する施設においては、おおむねの職員が把握しておるものと考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 例えば、今、僕が議場で倒れた場合、一番近いAEDはどこにあるのか、それと5分以内にAEDを使うことが可能なのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

議場で倒れた場合、一番近いAED、5分以内で使えるかとのことでございますが、一番近いAEDですと、住民税務課と健康福祉課の間にある機器が一番近いと思います。あそこから駆け足で行って持ってくれば5分以内での利用は可能かと考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） それでは、3点目のAED講習会等の実績について再質問させていただきます。

5類への移行に伴いまして、消防団などの組織から講習会を開催するという答弁がありました。現状、各分団の屯所にはAEDが設置されておらず、消防車にも搭載がされておられません。今後AEDの設置等を前提に考え消防団からということなのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の再質問でございます。

AEDの講習会は屯所へのAEDの設置が前提かというようなご質問かと思いますが、AEDの設置を前提にしたものではございませんで、普通救命講習というのがございます。そちらについては消防団等の組織を優先的に実施してやっていくというようなことで、あくまでもAEDの講習会を実施するために、消防団が組織を初めにやるというようなことの答弁でございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） 消防団の前にぜひやっていただきたいと思うのが、公共施設11か所

に設置しているということで、まず玉川村職員に普通救命講習の実施等をしていただくのが最優先ではないかと考えますが、その点に関してどのようなお考えか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの大羅議員の再質問でございます。

施設の管理者である村職員に、まず普通救命講習の実施が必要であるというようなことでございます。AEDを設置した際には、その施設に所属する職員に対しての講習会は実施しておりますが、導入してからかなり年数もたっておりますし、職員に代わってございます。今後そのような講習会を機器の更新時とかに合わせて実施できればなというようなことで考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 大羅将君。

○1番（大羅 将君） いざというときに自信を持って応急手当ができるように、2年から3年に一度を目安に定期的に再受講をしていただき、できることなら玉川職員全員が普通救命講習を受講していただき、万が一というときに備えて村民の命を守れるような体制を取っていただければうれしく思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） 以上をもって、1番、大羅将君の一般質問を終わります。

◇ 石 井 清 勝 君

○議長（須藤利夫君） 次に、4番、石井清勝君の発言を許します。

4番、石井清勝君。

〔4番 石井清勝君登壇〕

○4番（石井清勝君） ただいま議長より許可いただきましたので、前に通告しました1点を質問いたします。

1、認知症の方の対応について。

これは令和5年12月定例会において一般質問で認知症に関する質問事項がなかったので、改めて質問いたします。

認知症の方が年々増加しており、家族の介護負担が大きくなっている状況であります。村として早めの対策を取るべきと考えています。そこで、次の点について伺います。

①年末に石川郡内で多くの行方不明者が発生しました。その中には認知症が原因と思われるケースがありました。今後もこのようなケースが増えると予測されています。早めに何らかの対策を取らなければならないと思います。村としての考えを伺います。

②認知症の方を対象とした脳トレ（リハビリ）実施、介護をする方を対象とした研修・講習・セミナー・イベント等の実施が必要と考えています。村としてこれまでのような事業をどのように実施したか伺います。

③高齢者の認知症の方々の見守りの活動について、村としてどのような対応をしているか伺います。

以上よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 4番、石井議員のご質問にお答えいたします。

認知症の方への対応についてであります。1点目の認知症の方の行方不明者対策につきましては、日本における認知症の方の行方不明者数は、この10年間でほぼ2倍に増えており、警察庁の調査によりますと令和4年は延べ1万8,700人となるなど、徘徊による行方不明が社会問題化してきております。

村といたしましては、これまで認知症の方やその家族の個々の状況に応じた専門相談員や見守り支援、希望する方に対しては認知症高齢者等QRコード活用見守り事業の導入や、ヘルプマークの配布を行ってまいりました。また、認知症の方のご家族の同意が得られた方については、村及び村内介護保険事業所と駐在所間において、顔写真や身体的特徴等について情報の共有を図り、行方不明時に備えております。引き続きこれまでの取組を継続するとともに、認知症の方やその家族に対して、徘徊による行方不明を未然に防ぐために有効と思われる高齢者訪問等のサービスの提供や、行方不明時の対応方法などについて、個々の状況に応じた支援を行いながら、この問題に対して地域全体で関心を持ち必要な役割を果たすことができるよう、地域包括支援センターや医療機関等の関係機関と連携しながら対応を強化してまいりたいと考えております。

2点目の、これまで実施してきた認知症の方や介護者を対象とした事業につきましては、まず認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守る応援者を養成するため、認知症

サポーター養成講座を開催しております。平成19年から養成を開始し、小学校6年生及び一般住民を対象に毎年開催しており、令和4年度末現在、村全体で1,587名が受講しております。

また、認知症の方やその家族、医療や介護の専門職、地域の方を対象とし、誰でも気軽に参加できる集いの場として認知症カフェを開催しております。このカフェは毎月1回開催され、認知症の方の参加はもちろんのこと、カフェの運営には住民ボランティアの関わりもあり、令和4年度は延べ206名が参加をしております。

そのほか、介護者同士の交流や情報交換を目的として介護者の集いを年3回開催しており、介護者の心身のリフレッシュにもなると、参加者からは好評いただいております。

さらに、認知症の方や高齢者支援を目的としたボランティア養成講座を年2回開催しており、講座を受講された方は、独り暮らし高齢者などの日常生活を支えるもちもたサポート隊員や傾聴ボランティアとして活動していただいております。

これらの事業は、社会福祉協議会などの関係機関との連携の下、行われており、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

3点目の高齢者や認知症の方々の見守り活動につきましては、民生委員による日頃の見守り活動や地域包括支援センターや村保健師による家庭訪問、社会福祉協議会による独居高齢者への配食サービスや防火訪問など様々な取組を行っております。また、希望者には緊急情報システムやQRコード活用見守り事業も実施しており、認知症の方や高齢者の安心・安全に努めております。

引き続き、民生委員協議会や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症対策にしっかりと取り組んでまいります。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） それでは、早速質問したいと思います。

まず、今回6年度のやつで村長が、「皆で支え合う福祉の村づくり」ということで掲げております。前回、12月の私の行方不明者の質問で、この認知症が質問、ちょっと抜けたんで新たにしたいと思います。結局、先ほども村長が言いましたように年間1万8,700人、毎年1,500人が認知症で行方不明になっております。そして、年末に石川郡で13名が認知症でどうか、いろいろな病気の関係で行方不明になっているんですけども、その方の中に1名だけヘルプカードをぶら下げていて半日で見つかったという話は聞いたんで、このヘルプカ

ードが3種類ですか、カードと見守りホルダーとかいろいろあるんですけども、やはりそのヘルプカードによって助かる人もいるんで、やはり村としても、ぜひこのヘルプカードを利用していただきたいと思います。

なぜかという、行方不明者の場合は大体親戚と友人関係、あと隣近所で探すのが大体90%、そして警察が探すのは大体50%くらいの率だそうです。ただ、ヘルプカードの場合は全国的に15%がヘルプカードで行方不明者が分かると。あと、買物したとき、ヘルプカードに今日は何を料理するか野菜を買うとか、スーパーに行ってそれを見て教えてくれる方もいらっしゃるということで、そして、この前、東京都知事が言いましたけれども、石川の地震のとき、東京の職員が行ったらばヘルプカードがないので、ぜひこういうのを災害時も使ったほうがいいという話が出たんで、玉川村も、ぜひこのヘルプカードを利用して、認知症とかそういうのをぜひ早めをお願いしたいんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの4番、石井議員のご質問についてお答えしたいと思います。

ヘルプカードを配付してはどうかということですが、認知症の方などを対象とした希望をかなえるヘルプカードというのがありまして、認知症になってからも安心して行きたいところへ出かけるための外出支援ツールとして、現在普及がされているものだと思います。福島県内では一部の自治体において利用が始まっているようです。

このカードは、認知症の方のみでなく、物忘れが不安な方や外出するのに不安がある方などが日常生活に困った際に、周囲の理解や支援を求めるために利用できるものですので、本村におきましても高齢者の日常生活支援策として幅広い対象者への利活用は可能であると考えます。

現時点での配付の計画はないんですが、今後につきましては先進地の取組状況や有効性など必要な情報の収集を図った上で、当事者の意見なども参考にさせていただいて、関係機関とも連携、協議しながら、導入について判断してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 前向きに考えているということなんですけれども、郡山でもこの前の定例会議で6年度の予算に入れて発行するというので、そして福祉課のほうで研修とかやるという話を聞いたので、ぜひこのヘルプカードを利用して認知症とか買物弱者とか、そう

いう人たちを助けてほしいのが、このヘルプカードの発行なので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、2番の研修なんですけれども、今年度、認知症の介護基礎研修ということで4月から義務化されると思うんですね。認知症介護基礎研修ということで4月1日から法律で決まるので、この対象を村としてはどういう考えをしているか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの4番、石井議員のご質問についてですが、この基礎研修に関する詳細な情報は私持っておりませんので、内容を確認させていただいて、どのような方を対象にするのかというのは、それから決めさせていただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 研修は、一応今年の4月から義務化になりまして、介護の専門家は免除されるということで、あと一般の人は研修を受けないと認知症の担当者にはなれないということであるので、ぜひ調べていただいて、取っていない方は4月以降の資格を取って、この認知症に対応してほしいんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 4番、石井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、担当課長も申したとおり、4月1日からこれが制度として義務化されるということにつきまして、大変私も恥ずかしいんですが、今議員のおたがしで初めて知りましたので、どういう内容なのか、どういう制度になっているのかというのをしっかりと確認した上で、どう対応することが一番いいのかという部分についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 実際、私もこの基礎研修というの、分かんなかったんですけれども、行方不明者のやつの認知症を調べたら、こういうのがあって、行方不明者とかいろんなやつの認知症のやつの研修をしないと今年から無理だという話、データが出たんで、一応村としては知っているのかなと思って質問したんですけれども、ぜひこれを調べていただいて、この介護基礎研修をぜひお願いしたいと思います。そうすれば、いろんなことが情報として入るので、そうするとヘルプカードとか話ができますので、よろしく申し上げます。

それから、セミナーのやつなんですけれども、いろんなセミナーがあるんですけれども、セミナーだけでなくビデオですか、ビデオとかそういうので認知症の介護セミナーとかでやっているが結構あるので、あと共に生きる認知症を考えるセミナーとか全国的にやっ

るんで、そのやつをデータでCDで販売しているんで、ぜひ福祉課のほうでそれを買ってもらって研修とかしてほしいんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの4番、石井議員のご質問についてなんですが、CD等の活用についてはどのような内容なのか、中身を確認してみないと、誰にそういったものが有効なのかという判断もつきませんので、どんなものが出ているのか確認をしてから検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） これは、認知症介護研究・研修センターというんですか、そこで発売しているようなので、これは社会福祉法人ということで全国的に出ているんですけども、ここで研修の内容を発行しているそうなんですけれども、ぜひそれを調べていただいて、職員とか福祉課の関係とかいろんな方に見てもらってやってほしいと思います。

なぜかという、平成26年度か27年ですね、認知症の玉川村のガイドブックですか、やったと思うんですけども、その中にもいろんな認知症の関係が出ているんで、それを忘れてはいけないんで、ぜひいろんな勉強のほうをして、村長が言いましたように支える玉川村ということで、ぜひお願いしたいと思います。そうしないと認知症は毎年増えているんで、玉川も結構増えていますので、ぜひお願いしたいと思います。

3番目の認知症の見守り活動なんですけれども、いろんな活動があると思うんですけども、一番楽なのはGPSとか携帯とかで連絡取れる方法を、ぜひ認知症の重い方とか家族の中で行方不明に何回もなっているとお話が出たら、いろんなやり方をぜひ見守り隊の中で、補助金でも何でもいいですから出していただいて、GPSは携帯でもできるので、その方法できるかを伺います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの石井議員のご質問についてですが、GPSの機器対応、携帯などでそういったものができないかということですが、GPSを活用した認知症高齢者の位置情報を探索する事業というのは、近隣の一部の自治体で実施されております。GPS端末機を貸与して、徘徊する高齢者等の位置情報を検索できるシステムになりますが、徘徊による行方不明時にGPSを利用してその居場所を確認したり、早期発見による事故の未然防止であったり、認知症により徘徊する可能性のある高齢者や、あとは若年性の認知症

の方を介護する家族が安心して介護できる環境整備のための方法として、本村においても利活用は可能であると考えます。

現時点でこの端末機を貸与する事業の実施計画はないんですけれども、今後につきましては、先ほど申し上げましたが先進地の実施状況と必要な情報収集を図った上で、認知症の方を介護しているご家族のご意見等も参考にさせていただいて、関係機関とも連携協議しながら導入について判断してまいりたいと思います。

今回この認知症のご質問いただいたときに、近隣の状況等も調べてみたんですけれども、GPSの事業をやっている自治体は、加入料などの初期費用は自治体が負担しているところが多かったです。ただ、月の基本料金であったり、あとは位置情報提供料というか、いなくなったというときに検索する作業1回ごとに何百円単位なんですけれども、そういったものについては自己負担にしているところが多い状況でした。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 12月も行方不明者のやつで質問したんですけれども、やはり個人で、なかなか親子でもしゃべれないのが結構あるので、やはり前回、私が行方不明者のやつの段取りのやつを話したらば、やっぱりこれだけ地元のとか消防団とか警察とか順番が分かりましたという話も出ているので、やはり今回も認知症のやつもお話をさせていただいて、皆さんに、本当の認知症で行方不明になっている方がいるんですけれども、なかなか役場に相談できないと思うので、今回この質問によって少しでも認知症の方が行方不明が少なくなるような方法をぜひ考えていただいて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（須藤利夫君） これをもって、4番、石井清勝君の一般質問は終わります。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。10分間休憩いたします。

(午後 2時02分)

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時13分)

◇ 飯 島 三 郎 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、8番、飯島三郎君の発言を許します。

8番、飯島三郎君。

〔8番 飯島三郎君登壇〕

○8番（飯島三郎君） ただいま議長より許可を得ましたので、さきに通告しておきました2点について伺いたいと思います。

まず1点目、旧駒木根工業工場跡地についてであります。

旧駒木根工業工場跡地は、駅前の一等地でもあります。その開発について村民が注目しているところでもあります。村として開発計画は現在検討している最中だと思いますが、この開発について村長に伺います。

①須釜村長のこの開発に対する思いや考えは。

②現時点で開発計画の進捗状況は。

③隣接する地権者との話し合いは実施したか。

④更地になった地盤はどのくらいの傾斜になっているのか、また盛土の計画があると思うが、どのくらいの高さまで予定しているのか。

2番、移住・定住に向けた事業展開についてでございます。

日本全体の問題として、急激な人口減少や少子高齢化社会に進んでいますが、本村では移住・定住に向けた様々な取組を行っています。旧須釜中学校校庭も宅地造成に向け事業が始まっております。さらには、村内において民間事業者による宅地開発も進んでおります。

移住・定住に向けては、空き家・空き地の有効活用はもとより、住宅建設へ受皿づくりのための分譲地の整備が必要と考えます。

そこで、次の2点について伺います。

①これまで移住・定住を考えている方に、空き家・空き地などへ村としてあっせんした件数は何件くらいあるのか。

②村内に住宅を建設してもらうための分譲地の整備として、村として旧須釜中学校校庭宅地造成箇所の次に予定している宅地造成箇所があるのかを伺います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 8番、飯島議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の旧駒木根工業株式会社工場跡地の利用についてであります。旧駒木根工業跡地は国道に面し交通量が多く、さらにJR泉郷駅が隣接するなど交通アクセスに恵まれた立地環境にありますが、長年、廃屋となっていたことで防犯上も景観上も村にとって負の遺産、マイナスイメージだったことから、国の空き家対策補助金を活用し、村が用地の買収と建物の解体を実施しているところであります。

1点目の開発計画に対する思いや考えにつきましては、JR水郡線の活性化も見据えながら、泉郷駅前と一体的な開発を検討し、駅を中心とした面としてのにぎわいづくり、駅という人や物の交流の拠点としての機能等も勘案しながら、商業施設や公共施設、駅駐車場、イベント広場など、村民の皆様が利用しやすい、皆さんに望まれる、親しまれる村の象徴となるようなエリアになるよう、多くの村民の皆様のご意見もお聴きしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の現時点までの開発計画の進捗状況につきましては、昨年7月、庁内にプロジェクトチームを組織し、どのような活用方法があるのか、村の活性化や村民の皆さんにとってどのような活用が望ましいのかなどの検討を進めてきており、令和6年度には村民の皆様のご意見等をお聴きするワーキンググループや協議会等を組織して、基本構想や基本計画等を策定する予定としております。

3点目の隣接する地権者との話合いにつきましては、泉郷駅前トイレを2月1日より供用開始し、旧駒木根工業建屋の解体も計画どおり進んでおり、開発に向けた期待や関心等も高まりを見せてきていると思いますが、今後、基本構想や基本計画等を検討する中で、駅利用者や隣接する土地の地権者も含めた周辺住民の方々、さらには村民の皆様方からご意見等を伺いながら、活用方法等について一緒に検討してまいりたいと考えております。

4点目の更地になった地盤の傾斜、盛土の高さにつきましては、現在の国道118号との高低差は約2メートルとなっておりますが、今後、具体的な活用方法を検討する中で、盛土の必要性や盛土をする場合であれば、その高さ、傾斜などについても一体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の移住・定住に向けた事業展開についてであります。1点目のこれまでの空き家・空き地などで村があっせんした件数につきましては、平成26年度に玉川村空き家・空き地バンク事業を開始して以来、登録件数が空き地21件、空き家18件の39件で、このうち成立した件数が空き地5件、空き家6件の11件となっております。村といたしましては、引き続き空き家・空き地バンクへの登録を推進し、空き家・空き地が有効に活用されるよう、たまかわくらしサポートセンター等とも緊密に連携し、しっかりと取り組んでまいります。

2点目の旧須釜中学校校庭宅地造成の次に予定している宅地造成箇所につきましては、3番、小針議員にも答弁しましたとおり、現時点において村における分譲地の造成計画は予定しておりません。

○議長（須藤利夫君） 飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） それでは、再質問させていただきます。

①番の須釜村長の考えの中で、ワーキング、それからプロジェクトチームもつくりながら今後検討していくという話でございますが、まず土地を取得する場合には何を造るか、まず最初にそれを村長のほうから、たたき台としてつくるべきではないかというふうに思っておりますが、その点は村長の考えはどんな構想を考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 8番、飯島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、私の開発計画においての基本的な考えといいますか理念的なもの、青写真のなものというおたしだと思っておりますが、基本的にその部分につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり庁内のプロジェクトチームを立ち上げまして、そこで様々な視点から検討していただき、それを踏まえた上で、先ほど答弁したような商業施設、公共施設、駅前広場、イベント広場など、村民の皆さんが本当に利用しやすい、皆さんが望んでいる、そういう村のシンボルになるようなそういうものを考えていきたいというのが、私の現時点における考えでありまして、それをさらに具体化するのが令和6年度であります。私、マスタープランという呼び方をしているんですが、1枚の図面の中にどういうものがあればいいのかという部分につきましては、さらに庁内でも詰めますし、専門事業者に委託をしながら、一定程度の形ができましたら、それをたたき台として村民の皆様方にご意見を伺う場を設けたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） 皆さんの意見を聞きながら進めていくという考えのようですが、ああ

いう駅前の一等地でありますので、よく検討して最大限の有効の土地利用をしていただきたいと思います。

それでは、②番の現時点での開発計画の進捗状況はということで伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 8番、飯島議員の再質問にお答えさせていただきますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、現時点におきましては庁内にプロジェクトチームを組織いたしまして、そこでどんな在り方があるかという部分について内部で検討している状況にありまして、そういう意味では具体的な案ができていくわけではなく、現時点はあそこの、今、駒木根工場があった建屋を壊して、ほぼほぼ更地になった状況という形になっております。

○議長（須藤利夫君） 飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） 今のところ全く進んでいない、これからということでございますので、分かりました。

次に、③の隣接する地権者の話し合いは実施したのかということですが、まだ状況においてこれから検討するような話でございますが、ぜひ隣接する土地も、あのところを残したんでは有効活用ができないと思いますので、その辺はどう考えているか、お願いします。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 8番、飯島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、隣接する方々に対しての説明ということでございますが、これも、まだどのエリアまで、どう開発するかという部分についても、まだ庁内で応札されていませんし、たたき台的なものにもなっておりませんので、そういう中で説明もなかなか難しいというふうに考えておりますから、一定程度の形になりましたら、もちろん考え方はご説明しますし、先ほど答弁させていただきましたとおり、駅を利用する方でしたり、あと隣接する方はもちろんなんですけれども、近隣の方とか一般の村民の方々にもご意見をお聞きする、そういう場は設けていきたいと思っておりますし、特に隣接する方に対しましては、しっかりとご説明をしてご理解をいただけるように説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） 4番の更地になった地盤のことでございますが、幾らかあの地形によりますと傾斜がついておるようでございますが、傾斜の盛土ですか、この盛土の計画があると思っておりますが、どのような118号線との地盤の高さというふうになるか、お伺いしたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 8番、飯島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、まず計画全体の青写真もできていない段階でございますので、その盛土をするかしないか、たとえ盛土する場合にあってはどの程度にするかという部分については、全くこれからの考えであります。

ただ、盛土する場合につきましては、一番使い勝手がいいのは118号線と同じ高さにするというのが、恐らく使い勝手が一番いいんだと思いますが、そういう場合につきましても、なるだけ一般経費を充当するのではなく、例えば遊水地の土を持ってきて埋立てをすとか、そういうなるだけ一般財源を使わないような対応は考えていきたいというふうに思いますし、場合によっては現在の傾斜のまま利用したほうがいいというような案も出るかもしれませんので、その辺はしっかりと打合せをさせていただきながら、様々な方々のご意見を聞かせていただきながら、しっかりと詰めてまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） 分かりました。当然、盛土は考えておるんですが、なるべく早く進めていただいて、どうするかということは早急に考えるべきだと思います。

次に、2番目に移りたいと思います。

移住・定住のことですが、①番の、これまでに移住・定住を考えている方に空き家・空き地など村へのあっせんした件数は何件ぐらいかという質問ですが、先ほど答弁の中にあるように、21件、18件という数字が出ていますが、もう全然使われないような状態の空き家、これは村としてどう考えているか伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 飯島議員の再質問についてお答えしたいと思いますが、使われていない空き家があり、今後どういう対応をするかというところでございますが、こちら、地域整備課のほうで件数を把握してございまして、例えば道路に面した空き家、かなり古い老朽化した空き家につきましても、壊すような方向で特定空き家として指定をして、壊すような促しをしていくというようなことで考えてございまして、地域的に見ても交通に支障のないような安全対策をしていかなければならないと考えてございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） 次に、②番の造成箇所ですか、村内にどのくらいあるか、お伺いした

と思います。住宅になるような場所ですか、遊水地の移転になるような、今、業者が造成したところ何か所がありますが、その場所を把握しているか、お願いします。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 8番、飯島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、村が主体的に宅地造成をする部分につきましては、今答弁をさせていただきました須釜中学校の校庭を宅地分譲をしていくという計画を持っております。

遊水地関連につきましては、今、集団移転ということで5戸以上が集まりますと国のほうが整備するというので、今アンケート調査などを実施いたしますと、竜崎の原作田地区につきましては集団移転の候補地となっております、そこは国が整備する予定となっております。それ以外の部分につきましては、例えばさらに違う場所に5戸以上の方がまとまって移転したいということになれば、そこはまた国のほうでの整備が可能になるかというふうに考えております。それ以外に民間という部分の民間の不動産事業者等が整備をしているという部分につきましては、なかなかそこまでは我々のほうでも把握し切れておりません。

ただ、小針議員のほうにもご説明をさせていただきましたとおり、玉川村、ご承知のとおり本当に空港が立地する村でもありますしJR水郡線も走っていますし、あぶくま高原自動車道も整備されております。本当に交通アクセスに恵まれていてポテンシャルも高い、そういう地域でありますので、その民間の力を活用した宅地整備という部分が十分可能だと思いますから、そこにつきましてはもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） 本来ならば、村のほうで宅地造成を大規模なやつを考えていただければよろしいでしょうが、なかなかそういうことにはいかないように思われますので、大変だと思いますが、取りあえず旧須釜中学校の跡地だけは、なるべく早く入居者が入れるように進めていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わりたいと思います。

○議長（須藤利夫君） これをもって、8番、飯島三郎君の一般質問は終わります。

◇ 佐久間 安 裕 君

○議長（須藤利夫君） 次に、2番、佐久間安裕君の発言を許します。

2番、佐久間安裕君。

〔2番 佐久間安裕君登壇〕

○2番（佐久間安裕君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告をいたしました内容についてご質問をいたします。

健康の駅たまかわ健康推進ルームの利用促進と健康増進施策についてお伺いいたします。

村では、第3次元気なたまかわ健康21計画策定に取り組んでおります。村民の健康増進や健康寿命延伸等における課題や取り組むべき内容を検討しているところです。私も委員として会議に出席をいたしていますが、会議では健康の駅たまかわ健康推進ルームや文化体育館内トレーニング室の周知と利用活用促進が話題となりました。健康の駅は全国に17駅（17施設）あります。村で設置しているのは、唯一玉川村だけです。

このアフターコロナの現在、運動不足解消や健康管理への機運が高まっており、これらトレーニング室やスポーツジムの利用者が多くなってきている。これから迎える超高齢化社会では、いかに健康寿命の延伸を図るかを考えなければならない。そして、体を動かすことで将来のリスクの回避はもとより、それが非常に大事になってきていると思います。そのためにも、村民の方々に村内にあるこの施設を有効に利用してもらうことが必要だと思えます。

また、集団検診、特定健康診査、特定保健指導等の各事業における検査結果等への対応はもちろんのこと、ウォーキングポイント事業、さらには地域おこし協力隊による活動等を総合的に検証し、今後につなげていく取組が必要であると考えます。そこで、次の点について伺います。

①現在の健康の駅たまかわ健康推進ルームと、文化体育館内トレーニング室の年間利用者数について。

②集団検診・特定健康診査等の検査結果を踏まえ、健康管理・健康増進への取組としての健康の駅の利用について。

③QOL健診の導入の検討について。

④現在募集している地域おこし協力隊員「地域コミュニティナース」の職務内容と期待する効果について。

⑤元気なたまかわウォーキングポイント事業、この実績と効果について。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 2番、佐久間議員のご質問にお答えいたします。

健康の駅たまかわ健康推進ルームの利用促進と健康増進施策についてであります。1点目の村内施設の利用者数につきましては、令和4年度の健康の駅たまかわの健康推進ルームの利用者数は2,517名、文化体育館トレーニングルームの利用者数は365名となっております。令和5年度については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたものの、感染防止対策として引き続き予約制による利用としており、年度途中ではありますが、両施設ともに、ほぼ前年度と同様の利用者数を見込んでおります。

2点目の健診結果を踏まえた健康管理、健康増進への取組としての健康の駅の活用につきましては、特定保健指導の対象者や人間ドックの受診者に対する保健指導の際に、健康の駅たまかわの健康推進ルームの利用を促す働きかけを行っております。実際に保健指導後に利用されている方もあり、利用の主な目的はメタボ解消や筋トレなどとなっております。

3点目の青森県内の自治体や企業において先駆的に実施されている、いわゆるQOL健診の導入につきましては、現状では一部地域のみ限定的な実施であることや、効果を裏づける客観的事実など不明確な部分もありますので、本村においてQOL健診を導入すべきかどうかについては、まずは先駆的取組の効果等も含め、必要な情報の収集を図った上で判断してまいりたいと考えております。

4点目の現在募集している地域おこし協力隊員「地域コミュニティナース」の職務内容と期待する効果につきましては、主な職務内容としては、村として初めて募集する職種となることから、地域住民の身近な存在として、住民に対しコミュニティナースの認知向上を図るための取組を行いながら、高齢者宅等への訪問活動や各地区で実施しているサロンや運動サークル等への参加による健康づくりと介護予防の推進、また自身の専門性や得意なことを生かして多様なケアを実践する存在として活用していただきたいと考えております。

期待する効果については、住民との日常的な関わり合いの中で住民と同じ目線に立ち、地域の健康課題などについて一緒に考え解決へと導くことや、健康面や社会生活面の問題を抱える住民を、医療・福祉の専門職や地域コミュニティ等へつなぐかけ橋になることを期待しております。

5点目の元気なたまかわウオーキングポイント事業につきましては、今年度の実績は参加実人数75名で、ポイント交換による商品券発行枚数は581枚となっております。事業終了後

のアンケート調査によりますと、「歩くなどの運動習慣が身についた」、「自分の健康に興味や関心を持つようになった」と回答している方が多く見られることから、事業の効果としては参加者の健康意識の向上と運動の習慣化が図られたものと考えております。

施政方針の中でも述べましたが、健康の駅につきましては開設から10年目を迎えて広く認知されるようになり、村内外から多くの方に利用いただいておりますので、引き続き施設の積極的な情報発信に努め、年代等を問わず様々な方が自分に合った健康づくりの取組ができるよう利用しやすい環境を整備し、今後も健康の駅を拠点とした健康増進や介護予防を推進してまいります。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、社会生活が活発化している傾向は認められ、運動不足解消という機運も高まってきており、そして、そこで健康推進ルームでは現在指導者を外部委託をしておりますが、文化体育館トレーニング室はどのような形で運営をされておりますでしょうか。また、管理責任者は指定をされておりますでしょうか。よろしく願いします。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針達夫君。

○公民館長（小針達夫君） 2番、佐久間議員のご質問にお答えします。

初めに、運営の方法ですが、トレーニング室の運営につきましては、公民館が所管課として維持管理を行っています。

具体的な利用方法についてですが、利用者につきましては、初めに公民館事務所に利用する旨の声かけをしていただきまして、利用券を購入し、使用報告書への記入と利用券の添付、提出後、トレーニングルームを使用いただいております。

最初に、利用される方につきましては、施設を安全に利用いただくために機器の利用方法と注意事項を説明しています。2回目以降につきましては特に説明等はしておりませんが、所定の手続きを行っていただいた後、おのおの利用いただいております。

管理責任者の指定についてですが、特にトレーニング室管理責任者というものは設置していません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。トレーニング室については、先ほど言ったように指導員がおりますが、基本的には体育館のトレーニング室については、機械を最初に講習をしたということだけで、今後例えばそこに関しての指導をする方というのを配置するというような予定はございますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針達夫君。

○公民館長（小針達夫君） 現時点では、指導員の配置は予定していません。機器使用講習会については、初めに利用する際に操作方法や注意点をお知らせしていますので、改めての講習は予定していません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。トレーニング室の実際利用が行われているとき、利用者がいるときですが、その間に関しては定期的な巡回等、先ほど言った安全管理の問題を考えて巡回的なものは行われていますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針達夫君。

○公民館長（小針達夫君） 現状、特に巡回は行っておりません。ただし、利用者の方の多くが1時間程度の利用となっており、トレーニング室を出入りする際には公民館の事務所のチャイムが鳴って出入りが分かるようになっていました。トレーニングルームからの退出が遅い場合につきましては、巡回で確認する場合があります。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。一番関連はしますが、利用者の安全対策についてを確認をしたいと思います。特に今回もAEDの質問がございました。今回、そのAEDのさっき言った使用方法も含め、またAEDには結構パッドの期限とかがございますので、その辺の確認を含めたり更新等についてご確認させてください。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針達夫君。

○公民館長（小針達夫君） 利用者の安全対策はということですが、先ほどもお答えしましたように。まず、初めの利用の際に機器の利用方法等の説明を行っていますが、万が一の安全対策としましては、文化体育館ロビーにAEDを1台設置しております。これにより緊急事態に対応できるようにしています。また、公民館事務所には救急箱を常備しており、軽度のけがにも対応するようにしています。

現在設置しているAEDにつきましては平成29年4月に導入しており、耐用年数が8年となっています。令和6年度末までが使用期限となっていますので、令和7年度には更新することとしています。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） 期限とかもありますので、定期的なチェックをしながら更新をしていただいて、安全な利用の確保に努めていただければと、そのように思います。

関連しますが、もし本当に万が一いろんな事故が発生した場合に、推進ルームとトレーニング室における補償といますかフォローの関係についてはどのようになっているのか、ご確認いたします。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員のご質問についてですが、健康推進ルームに関しては補償制度等は特にございませませんが、利用のための講習会終了後に、施設利用中の事故については施設の責に帰すべき事由がない限り自己責任とするという利用誓約書をご提出いただいております。開設以降、施設の責任となる事故は発生しておりません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針達夫君。

○公民館長（小針達夫君） 続きますして、公民館の状況でございます。

公民館では、公民館事業や施設内におけるけが、事故等に対応するため、公民館総合補償制度に加入しています。これによりトレーニング室内で事故等が発生した場合、この補償制度で対応することになります。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。あとは施設内の装備といますか、機器系についての確認をさせていただきたいと思います。

まず、その施設内、推進ルーム、公民館トレーニング室ですが、そちらのほうは買取り方式もしくはリース方式という形で契約を行っているのか、当然、機械には耐用年数もございますので、その耐用年数に関して更新するような計画等はございますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員のご質問についてお答えいたします。

機器装備、買取りかリースかということなんですけれども、健康推進ルームの機器につきましては全てリース契約となっております。機器の入替え計画については、現時点では令和7年度の機器の入替えを計画をしております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針達夫君。

○公民館長（小針達夫君） 続きまして、公民館の状況です。

現在、トレーニング室にある運動機器につきましては、買取りや寄贈により設置されているものでリース契約ではありません。

更新の計画ですが、現状、各機器類には不具合や故障等ありませんので、更新計画はありません。毎年メンテナンスを行っており、可能な限り長く活用したいと考えています。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 2番、佐久間議員の再質問についてでございますが、趣旨質問につきましては、年間利用者数についてお聞きなさっている中において、これまでされている質問というのは、この質問との関連性がかなり乖離してきていると思うんですが、できればこの趣旨質問に関連する質問、もしくは我々が答弁したその内容に対しての質問ということで再質問をしていただければ大変ありがたいと思います。それ以外のものであれば、来ていただければ、いつでも詳しくご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） 私も非常に知りたいところがいっぱいありましたので、すみませんでした。

それでは、じゃ推進ルームとトレーニング室の村内と村外の利用者の比率はどのようになっていますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員のご質問にお答えいたします。

健康推進ルームの利用者のうち、村内、村外の数ということでございますが、令和4年度の利用者については合計2,517名で、そのうち村内利用者が1,592名、割合にしますと63%、村外利用者が925名で37%になります。今年度につきましては、2月末時点でございますが、現在2,367名の利用者がおりまして、このうち村内の利用者が1,704名、72%、村外利用者が663名で28%となっております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針達夫君。

○公民館長（小針達夫君） 続きまして、公民館のトレーニング室の利用状況についてご説明いたします。

令和4年度につきましては、トレーニング室利用者、合計で365名です。そのうち村内利用者が273名で全体の約75%、村外利用者が92名で全体の約25%となっています。令和5年度につきましては2月末時点の数字になりますが、トレーニング室利用者につきましては383名、村内利用者が239名で全体の約62%になっています。村外の利用者につきましては、144名で約38%となっています。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） それでは、推進ルームとトレーニング室の夜間のご利用の方はどの程度いらっしゃいますでしょうか。利用者の数ですので、よろしく願います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員のご質問にお答えいたします。

まず、健康推進ルームの夜間利用者は、現在、年間約1,000人となっております。こちらは4年度の実績でございます。令和5年度分については把握してございません。申し訳ありません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針達夫君。

○公民館長（小針達夫君） 続きまして、公民館トレーニング室の状況をお答えいたします。

令和4年度の状況です。全体数365人中、夜間利用が257名で約70%、令和5年度につきましては2月末時点になりますけれども、利用者383人中、夜間利用は245人で全体の約64%となっています。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。今現在の推進ルーム、夜間1,000人ほどご利用いただいていると。現在は月水金、その夜間の17時50分から21時までのご利用ということでありまして、今回、指導者もいますし、推進ルームという利用の利便性を考えると、もしかすると夜間の開館日を増やして利用者の拡大といたしますか、そういうものを図ったらど

うなのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員のご質問についてですが、現状の設定でこれまで混雑等を理由に利用できなかったという方はおりません。ですので、夜間の開館日につきましては、当面は現状維持で考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。

続きましては、健診関係のことで特定健康診査と特定保健指導、これについては、おおむね年間どのぐらいの件数を実施されて、一番は健診後のフォローになるのかなというふうに思っていますので、そういう形で取り組まれた実績を教えてくださいませんか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員のご質問にお答えいたします。

特定健康診査と特定保健指導をおおむねの年間の実施件数ということでございますが、まず、令和4年度の特定健診の受診者数は575名でございます。率にしますと53.8%となっております。特定保健指導の実施者数、これは指導を終了した方が20名で、率にすると31.3%となっております。

今年度については、まだ事業が完了しておりませんので確定ではございませんが、特定健診の受診者数は現時点で582名、割合にしますと52.2%、特定保健指導の実施者数については、終了見込み者数ですが18名、32%となっております。

健診実施後ですが、やはり特定保健指導に結びつけて指導を受けていただくメタボに該当している方には、運動指導とか栄養指導を受けていただくということで、特定保健指導の実施率を頑張って上げたいというところで取組を強化しております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。

そうしたらQOL健診についてお伺いさせていただきます。確かに一部の地域で実施されているQOL健診ではございますが、健康診断と特定保健指導、そういったものと組み合わせると、実は意外と効果があるんじゃないかなと私は思っているところでございます。その辺で、それといわゆる健康推進ルームの運動というものの連携をさせていく、

そういった意味でのQOL健診、これから精査をして考えていきたいということでございますが、そういった形でうまく組み入れて取り組むというようなことはできないものではないでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員のご質問についてですが、健康推進ルームとQOL健診、特定健診と組み合わせて実施してはどうかというところなんです、QOL健診の項目の中にある血圧測定であったり体組成の測定、あと握力測定とか骨密度測定などにつきましては、これまで健康推進ルームや既存の事業において以前から実施しているものもございます。ですので、既に健康の駅の有効活用にはつながっているのではないかなというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございます。確かにそういうふうな形で現在やられているものと一部重複するようなものがあって、それで今やられている。それをさらによりよい形にできたら、さらにいいのかなというご提案でございました。

これから村民に向けてのQOL健診について推進するに当たっては、いろいろ精査をしてやっていきたいということでございますが、例えば職場内、我々いわゆる役場の庁舎内の職員に対して先にちょっと試験的に実施してみるとか、そうすることによって職場が元気であれば村が元気になると、そういうふうに僕は考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員のご質問についてですが、まず役場職員からやってみてはどうかというようにお話だったんですけども、QOL健診に関する情報について、まず庁内で共有することからかなというふうに考えます。職員健診担当課とも取組の必要性とかについては協議しなければならないと思いますので、きちんと話し合った後に判断したいなというふうに思います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） それでは、今現在募集している地域おこし協力隊員「地域コミュニティナース」の職務内容ということでしたが、現在の募集をかけている状況で募集者は何名いらっしゃいますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 募集を担当している課は企画政策課ですが、確認しましたところ、今のところ1名の応募がありますというふうに聞いております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） 実際、今回初の試みのコミュニティナースということだと思うんですね。そのコミュニティナースの所属が、例えば保健センターを中心とした活動をされるのか、もしくは保健福祉課の中で活動されるのか、また活動の範囲といたら変ですけども、例えば高齢者のみを対象にした見守りサービスとか介護とか、そういったもののサポートに回るのか、それとも、もうちょっと広く対象とした形で活動をされるのか、その辺を教えてください。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員のご質問にお答えいたします。

まず、配属先はどこになるのかというご質問についてですが、このコミュニティナースの業務の特性上、配属先は健康福祉課を予定しております。活動の拠点については現時点では未定です。採用が決まりました後にご本人も含め調整しながら、どこに拠点を置くか決定したいというふうに考えております。

続きまして、2つ目の活動の範囲ということですが、現時点で考えているのは、例えば役場、保健センター等で実施している高齢者のサロン事業、あとはサロンの中でも80代以上とかの比較的年齢の高い方々にお集まりいただく小規模サロンにも積極的に関わってほしいという考えがございます。

ただ、役場の業務ばかりにご協力いただくというのではなく、当然ご本人がやりたい業務というか、仕事の中身もありますので、自分で積極的にどんなものをやりたいのか、地域の中での例えば今までなかったコミュニティーをつくっていきたい、お集まりの場をつくっていききたいなどというものがあれば、そういったものにも積極的に取り組んでいただければというふうに考えております。広く村内で活躍していただく職務ですので、高齢者に限らず小さい子供さんなども含めての対象になるものと考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） では、最後の元気なたまかわウオーキングポイント事業に移らせて

いただきます。

このウォーキングポイント事業の実際施策を始めるときに、まず事業を始めるとき、その参加人数の目標値とかそういうものを設定して、実際、事業を始めるのではないかと思っておるんですが、その辺の設定等はされておりましたでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員のご質問についてですが、事業開始当初に参加人数の目標値は設定していたかというご質問なんですけど、事業開始時に参加人数の目標値は設定しておりません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） 今回の答弁では、「この事業をすることによって運動習慣が身についた」、あとは「自分の健康に関しての興味、関心を持つ、そういうきっかけになった」と、そういう回答があったということではございます。それであれば、こういうような次の施策として似たようなと言ったら変ですが、継続的にこういうような事業をやるというような予定はございませんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの佐久間議員のご質問についてですが、ウォーキングポイント事業と同様の施策の予定がないかということなんですけど、現時点においては同様の施策を実施する計画はございません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） これから健康寿命延伸というためのいろんな施策というのをやっぱり村としても、いろいろ立てていかなければいけない、そういった中で今回いろいろと質問させていただき、今後に我々もいろんな形で知識を深め、理解を深め、そして村民の皆様の健康の増進にやっぱり協力をしていかなきゃいけないと改めて思いました。

本日はいろいろありがとうございました。

○議長（須藤利夫君） これをもって、2番、佐久間安裕君の一般質問は終わります。

日程第1、一般質問はこれをもって終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時13分）